

◎議 事 日 程（第3号）

平成29年9月7日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聰明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永貴章君	副 市 長	鈴木睦君
教 育 長	平尾理君	会計管理者兼 会計室長	水谷永君
総 務 部 長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教 育 部 長	大鹿剛史君
市民協働部長	伊藤裕章君	上下水道部長	鷺野継久君
消 防 長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議 事 課 長	加納敏夫
書 記	服部芳樹	書 記	近藤泰史

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

本日は御苦勞さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大島一郎君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

最初に、質問順位6番の9番・加藤敏彦議員の質問を許可します。

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

通告に従いまして一般質問を行います。

きょうは、1つには核兵器禁止条約について、1つには学校プールの開放について、1つには国際結婚の住民票登録についてお尋ねをいたします。

まず最初に、核兵器禁止条約についてであります。1945年（昭和20年）に広島・長崎に原爆が投下されてから、核兵器廃絶は被爆者にとって、被爆国日本にとっても最重要課題となりました。愛西市も、旧4町村の平和行政を受け継ぎ、平成17年9月9日に非核平和都市宣言を行い、平和行政を進めてきました。

戦後の核兵器廃絶の動きは、昭和29年にビキニ環礁でアメリカ軍による水爆実験が行われ、第五福竜丸が巻き込まれて被爆した出来事が核兵器廃絶運動を広げ、毎年原水爆禁止世界大会が開催されるようになりました。

国連では、1963年に核兵器廃絶を主張する政府及び核兵器廃絶運動団体によって、核兵器廃絶を目的として核拡散防止条約——NPTと呼ばれておりますが——が制定され、5年ごとに再検討会議が開催され、核兵器の管理、核弾頭数の削減が進められてきました。しかし、核兵器によって平和が守られるという核抑止力論に核保有国が立っているため、廃絶に至らなかったのがこれまでの歴史であります。

21世紀に入り、アメリカのオバマ大統領は、2009年4月5日、チェコの首都プラハで核兵器を使用したことがある唯一の核保有国として行動する道義的責任があるとして、米国が先頭に立ち、核兵器のない世界の平和と安全を追求すると決意表明され、昨年は現職の大統領として被爆地広島を訪問し、原爆資料館も見学されました。でも、今はアメリカは、トランプ大統領にかわり、核保有国の代表で核兵器廃絶を呼びかける人はいなくなりました。

一方、被爆者を先頭に核兵器廃絶運動は全世界に広がり、毎年国連に数百万の核兵器廃絶の署名が届けられ、世論を広げてきました。そしてことし、国連で核兵器全面廃絶の実現を求め

る歴史的な条約が制定されました。

核兵器禁止条約の国連会議、核兵器の全面廃絶につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議は、7月7日、核兵器禁止条約を国連加盟193カ国の63%に当たる122カ国の賛成で採択しました。人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者を初め、核兵器のない世界を求める世界各国と市民社会の多年にわたる協働の取り組みが結実した、文字どおり歴史的な壮挙であります。採択された条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らして、その違法性を明確にする太い論理が述べられております。

国際社会がこうした認識に到達する上で、被爆者を初めとする市民的良心の役割が強調されていることは、この条約をつくり上げた力が世界の草の根運動にあることを示すものとして、極めて重要であります。

条約は、核兵器の公的禁止の内容として、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵、使用と使用の威嚇、締約国の領土と管轄地域への核兵器の配備、配置、導入、配備の許可、核兵器の使用の威嚇の禁止が明記され、核抑止力論、核兵器による威嚇に依存した安全保障論を否定したものとなっています。

核兵器完全廃絶には、核保有国とその同盟国の条約への参加がもとより不可欠であります、条約はそれに門戸を広く開いています。

条約は、核兵器の使用または実験によって影響を受けた諸個人に対する支援を差別なく十分に提供することを、核兵器によって被害を与えたことのある締約国の責任として明記しています。この条約は、被爆者を先頭とした日本と世界の反核運動が戦後一貫して求め続けた内容が全面的に反映されたものとなっています。

唯一の被爆国の共産党として、日本共産党は核兵器禁止条約の採択を心から歓迎するという声明を出しました。非核平和都市宣言を行っているこの愛西市の長として、核兵器禁止条約の制定についてどのような見解をお持ちか、お尋ねをいたします。

次に、北朝鮮の核実験についてお尋ねします。

9月3日に、北朝鮮が核実験を強行しました。これまで6回核実験を行っていますが、今回は、I C B M（大陸間弾道ミサイル）搭載の水素爆弾の実験を成功させたと主張しています。

北朝鮮の核実験は、世界とアジア地域の平和と安全にとっての重大な脅威であり、国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言にも違反する暴挙であります。核兵器禁止条約の採択など、核兵器のない世界を求める世界の趨勢に逆らうものであります。日本共産党は、北朝鮮の核実験を厳しく糾弾するという声明を出しました。ぜひ愛西市議会としても抗議の決議をいただきたいと考えておりますが、市長は北朝鮮の核実験に対してどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、2項目めの学校プールの開放についてお尋ねいたしますが、市民プールが廃止により、学校プールの開放が行われるようになりましたが、今年の利用状況はどうであったのか、お尋ねをいたします。

次に、3項目めの国際結婚の住民登録についてお尋ねをいたしますが、日本人と外国人の結婚について住民票登録の手続が改められたが、その内容についてお尋ねをいたします。

以上、一括質問とさせていただきます。

#### ○市長（日永貴章君）

おはようございます。

それでは、最初に私から御答弁をさせていただきます。

まず1点目の、国連での条約の関係でございますけれども、先ほど議員からもお話がございましたが、愛西市におきましては、平成17年9月に非核平和都市宣言をいたしております。

そして今般、平成29年7月7日に国連本部の副連会議において、核兵器の禁止を明文化した核兵器禁止条約が採択をされました。このことは、平和首長会議並びに日本非核宣言自治体協議会に加盟する本市にとっても大変意義のあることだというふうに思っておりますし、ぜひこの宣言を実現をしていただきたいというふうに強く思っております。

2点目の北朝鮮の行動についてでございますけれども、この件につきましては、我々といたしましても断じて許すことができない行為でありますので、何としましてこういった行為がとめられるよう、日本政府については、各国際社会でもその立ち位置をしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

今年度の学校開放プールの利用状況についてお答えさせていただきます。

今年度も、佐屋小学校プールを使用し、8月1日から18日までの18日間実施をいたしました。利用者数は、小学生が543名、中学生が3名で、合わせて546名となっております。以上です。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは、私から国際結婚の住民票登録についてお答えさせていただきます。

本人と外国人との婚姻についての住民登録の法律改正については、平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止になりました。外国人住民の方について住民基本台帳法の適用対象となり、住民票が作成され、日本人と外国人で構成される世帯についても、全世帯が記載された住民票の写しを交付できるようになりました。

日本人と外国人との結婚によりまして、例えば日本人男性が夫で外国人女性が妻の場合、改正前には夫が住民票に登録され、妻が外国人登録をされておりました。改正後は、夫と妻が同じ住民票に記載され、一緒に記載された住民票の写しを取得することが可能となりました。

また、24年7月9日の法律改正前の外国人登録制度における通称名の記載につきましては、外国人が婚姻により相手方日本人の氏を希望されたときに、婚姻届証明書等により通称名の確認ができれば、その通称名を外人登録することができました。

法律改正後は、婚姻届と同時に手続であれば、婚姻届証明等で確認ができますので、通称名の住民票登録ができるようになりました。以上でございます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

それでは、再質問を行っていきます。

日本政府が、唯一の戦争被爆国の政府であるにもかかわらず、歴史的な核兵器禁止条約に背を向ける態度をとっています。このことは、内外の強い失望と批判を招いています。特に被爆者や被爆地からは厳しい表明がありました。

お手元に資料がありますが、8月9日の長崎の平和宣言文です。その中で、「日本政府に訴えます。核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとり、核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めると明言しているにもかかわらず、核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢を、被爆地は到底理解できません。唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への一日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策の見直しを進めてください。日本の参加を国際社会は待っています」と述べています。

日本政府は、核兵器禁止条約の交渉にも参加しない、ましてや批准も検討もしないことについて、市長としてどう思われるでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

平成29年8月10日の第9回平和首長会議総会におきまして、発表された核兵器保有国を含め全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めるといたしました核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議をしておりますけれども、これについては、我々としてはしっかり支持をしていきたいというふうに考えております。

#### ○9番（加藤敏彦君）

ありがとうございます。

お手元に核兵器禁止条約の早期発効を求める平和首長会議の決議も、資料として用意をいたしました。本当にこのことが大事だと思います。

次に、平和首長会議が開催をされております。4年ぶりに8月7日から10日長崎市で、平和首長会議が開催されました。津島市の日比市長も参加されておりますが、どのような内容だったのでしょうか。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

平和首長会議につきましては、平成29年8月1日現在でございますが、162の国と地域、7,417の都市が加盟をしている状況でございます。

ことし、議員言われましたが、8月7日から8月10日までの長崎県長崎市におきまして、「核兵器のない世界の実現を目指して」ということをテーマに第9回平和首長会議総会が開催をされ、核兵器のない世界の実現と安全で活力のある都市の実現に向けた平和首長会議行動計画などが議論をされ、議決をされております。以上でございます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

愛西市は平和首長会議に加盟しておりますが、どのような取り組みを行っておるのでしょうか。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

本市におきましては、戦争の悲惨さ、平和のとうとさ、大切さについて考え、恒久平和を祈念する事業といたしまして、非核平和広島派遣事業、平和記念式、平和を願う作品展示、平和コーナー、折り鶴コーナーなどの設置を実施しております。

○9番（加藤敏彦君）

愛西市の平和行政の取り組みについて紹介をいただきましたが、あわせて愛西市は非核宣言自治体協議会にも加盟しておりますが、その内容はどのようなのでしょうか。

○企画政策部長（山内幸夫君）

日本非核宣言自治体協議会についてでございます。

非人道的核兵器の使用が人類と地球の破滅の危機をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活ができる真の平和と実現に寄与するため、全国の自治体、さらには全世界の全ての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的に設置をされております。

平成29年6月2日現在で、325の自治体が加盟をしております。

5月29日、長崎県長崎市において第34回日本非核宣言自治体協議会総会が開催をされておりました。平成29年度事業計画案などが議論をされ、議決をされておるところでございます。

○9番（加藤敏彦君）

一般質問の通告をしておりますので、通告を先に質問させていただきます。

次に、市民の戦争の記録のことについてお尋ねいたしますが、ことしは8月9日に愛西市の平和祈念式が行われました。

平和公園では、95歳の松永一雄さんがフィリピンのルソン島などに派遣され、食料もなく、過酷な状況にありながら生き長らえた体験を語られました。塩がないと関節が痛んで耐えられないこととか、亡くなった方の靴を脱がせたら肉までついてきたことなど、生々しい内容が語られました。そして、絶対戦争はやってはいかんという思いで語っていただきました。今、戦争体験が風化する中で、このような貴重な体験を保存できないかと昨年も質問いたしました。市の対応はどのようなのでしょうか。

○企画政策部長（山内幸夫君）

戦争で亡くなられた方への畏敬の念及び平和のとうとさ、恒久平和の意志表示をするために、愛西市では、平和記念式をとり行い、多くの方に御参加をいただいております。

平和記念式では、非核平和広島派遣事業に参加した生徒による、非核平和広島派遣に係る作文の発表ですとか、戦争を体験されました方の講話を、愛西市遺族会の紹介による講師によって行っております。

平和公園の保存につきましては、講演者並びに遺族会との協議の結果によりまして、今年度は保存をすることを承知していただきましたので、内容については保存をさせていただきます。

今後につきましては、講演者の意向を第一といたしまして、活用を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○9番（加藤敏彦君）

それでは次に、子供たちに被爆体験を聞かせる取り組みについてお尋ねいたしますが、愛西市では、毎年中学生の代表が被爆地で平和学習を行っていますが、小学生としての取り組みはありません。津島市では、愛知県の被爆者団体愛友会から来ていただいて、毎年2校ずつ被爆

者のお話を聞く取り組みを行っています。ぜひ検討いただきたいと考えますが、市の考えはどうでしょうか。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

被爆者の体験を含めて戦争を体験されました方の講話につきましては、今後も平和祈念式で行っていききたいというふうに考えております。広報紙やホームページで周知をいたしますので、小学生・中学生の方にも参加していただければ幸いというふうに考えております。以上でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

じゃあ、これまでの答弁を踏まえまして、さらに質問をしていきたいと思えます。

平和首長会議の行動計画には、お手元にも資料がありますが、2として、幅広い層の市民の平和意識の啓発として、ヒバクシャ国際署名と連携した核兵器禁止条約早期締結を求める提起をしております。平和首長会議に加盟する津島市では、署名活動についてホームページで案内をしておりますが、愛西市でもぜひ取り組みを検討していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

ホームページへの掲載の件でございますが、平和首長会議に加盟しております本市といたしましては、平和首長会議行動計画におきまして、ヒバクシャ国際署名と連携した核兵器禁止条約を求める署名活動に取り組むということになっておりますので、今後平和首長会議からの要請があれば、それに対応していきたいというふうに思っております。

**○9番（加藤敏彦君）**

重ねて質問しますが、平和首長会議からの要請というのはあるのでしょうか。自主的に提起された内容を取り組んでいくというようなものだったら、要請はかからないと思えますが、そこら辺再度確認をさせていただきたいと思えます。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

直接書面等でのやりとりはないかもしれませんが、こちらの判断も加えまして考えていきたいというふうに思っております。

**○9番（加藤敏彦君）**

積極・前向きにやれることはやっていただきたい、その一つとして検討していただきたいと思えます。

次に、先ほどの平和公園について、ことしは保存をして活用していきたいということですが、ぜひ市民の方、平和祈念式に参加できなかった市民の方が、その講演の内容を見ることができるようになっていただきたいと思えます。

一つの案としましては、図書館に平和コーナーなど設けて貸し出しできるようにすべきと思えますが、どうでしょうか。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

平和祈念式の講演につきましては、ことしの方はDVDに落として保存しようというふうに、

今考えておりますが、具体的に今の図書館に置くかどうか、企画課の窓口でお見せするのかということ、今後の検討とさせていただきます。

**○9番（加藤敏彦君）**

保存については、DVDという形で保存をしておるということですが、貸し出しについては、検討しておるということですが、例えば来年度までには、その貸し出しの形について答えを出していくのか、その点はどうでしょうか。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

特にそういった貸し出しの規制とかいうものをつくるつもりはありませんが、来年には当然お貸しできるような準備をしたいと思っております。

**○9番（加藤敏彦君）**

愛西市は、原爆パネルを購入されました。それは、知っている人は担当課に言って貸し出しができるんですけど、知らない人は借りることができることさえもわからないわけですが、戦争体験のDVDにしても、やはり誰もが借りられるような形にどうするかというのが、せっかく保存してもらったものを若い世代、それから見たい人たちに知っていただくためにも、大変その形というのは大事だと思いますので、そういう点は誰もが借りられる、図書館などにも置けるような、そういうことをぜひとも検討していただきたいことを強く求めておきたいと思っております。

1項目めの核兵器禁止条約についてですけれども、きょう質問した中で、やはりこの唯一の被爆国である日本政府が交渉にも参加しない、そして批准もしようとしない、いうことは、本当に被爆者にとっても、日本の国民にとっても、全く納得できないことでもあります。それは世論調査の結果にもあらわれていると思っておりますが、そういう点では、せっかく制定された核兵器禁止条約を一日も早く批准できる政府をやはり求めていかなければいけないし、求めていただきたいということを強く望んでおります。このことを表明しておきます。

次に、学校プールの開放についてお尋ねをいたしますが、私は学校プールの開放を、佐屋地区だけでなく他の地区でも行ってほしいと考えますが、市の考えはいかがですか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

現在、平成26年度に佐屋プールが使用することができなくなったことから、代がえとして学校開放プール事業を実施しております。場所については、佐屋小でということ考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○9番（加藤敏彦君）**

学校プールの開放につきまして、他の地区での実施については考えていないという答弁ですが、過去の利用実績、またかかった費用、また以前の佐屋プールでかかった費用はどうだったんでしょうか、お尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

利用実績でございます。平成28年度は、小学生が823名、中学生が17名で、合わせて840名が利用されております。もう1年前、平成27年度は、小学生が193名、中学生が12名で、合わせ

て205名が利用されております。

費用の関係でございます。平成28年度の学校開放プールでかかった費用は233万3,642円でございます。以上です。

○議長（大島一郎君）

答弁漏れです。

○教育部長（大鹿剛史君）

申しわけございません。平成25年度の佐屋プール、こちらのほうでかかった費用は417万4,767円でございます。よろしく願いいたします。

○9番（加藤敏彦君）

今、部長が、佐屋プールの代がえとして佐屋小学校の学校プールの開放を行っていると言われましても、本当に代がえとしてのプールと言えるのでしょうか。市民プールならば、子供だけでなく大人も入れなければなりません。この小・中学生だけに限定したプール事業は代がえとは言えないのではないのでしょうか。言いかえれば子供プール事業ではないのでしょうか、どうでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

利用されてみえる方が確かに子供さんではございますが、あくまで私どもとしては、佐屋プールを使用できなくなったことに対する代がえとして佐屋小のプールを開放しておりますので、プール開放事業という位置づけをとっております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

代がえという言葉ですけれども、よく代用食とかいう言葉もありまして、代用のプールと言われるのかもしれませんが、その答弁では納得できません。

佐屋小学校の学校プールですけれども、地区別の利用者数はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

今年度、佐屋小児童の利用者が495名、佐屋西小児童が25名、市江小児童が17名、永和小児童が6名、佐屋中学生徒が3名、また付添人は36名という状況になっております。

○9番（加藤敏彦君）

今の答弁では、利用者が佐屋地区だけになっておりますが、何か理由があるのでしょうか。佐屋小学校区以外の子供たちは、どうやってこの開放プールに行くのか、説明を願います。教育委員会や学校で学校区以外に出てはいけないと決めているのでしょうか、教育委員会の見解はどうなっているのでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

教育委員会として、地区を限定しているつもりはございません。あくまで以前の市民プールの代がえであったということ言えば、それぞれ児童・生徒さんはここで来ていただくか、また付き添いの方で送迎をしていただいで御利用いただければいいと思っております。

また、なお各小学校におきましては、7月中、夏休み期間、それぞれ学校で水泳の教室とか、

一般開放に近い形でプールも実施しておられるということを申し添えます。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

質問で、学校区以外に出てはいけないのかという質問ですけれども、答弁はどうでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

学校プール開放事業に関しましては、一般の方でも児童・生徒でも構わないということですので、学校区を越えて使っていただいても構わないという解釈をしております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

愛西市は合併して12年。この佐屋、立田、八開、佐織は対等合併の精神でスタートをしております。この学校プールの開放におきましては、公平な事業を考えるなら4地区で実施すべきではないでしょうか。4地区がだめなら、北と南の2カ所で実施すべきではないでしょうか。2カ所ならば、巡回バスを利用してプールに行くことも可能であります。そして、あくまで1カ所にこだわるならば、4地区を1年ごとに移動するとか、南北で交互に行うとか、これが公平の事業の姿ではないかと思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

先ほども答弁させていただきましたように、市民プールであった佐屋プールの代がえとして、現状は佐屋小学校のプールを開放しております。現状としては、今、佐屋小で継続という考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○9番（加藤敏彦君）

佐屋プールの代がえ、代がえと繰り返し言われますが、以前は佐織地区にも緑苑プールがありました。南北2カ所のプールがありました。そういう点では、佐屋に一極集中するような形で今プール事業が進められておりますが、市民プールならそういうこともあります。学校プールは各地区に学校プールがあるわけですから、それを生かすことは十分可能であります。そういう点で今の学校プールの開放のあり方は公平ではないというふうに考えますが、市長、どのように学校プールの開放、本当に公平と言えるのかについて市長の見解ありましたらお伺いしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

学校のプールの開放につきましては、現在、佐屋小学校のプールをお借りして実施をさせていただいております。ほかの地区でどうだというお話がございますけれども、やはり今までの経緯等もございますので、現状といたしましては、佐屋小学校のプール開放事業をお願いをしたいというふうに考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

再度市長にお尋ねいたしますが、これが公平な姿なのか、対等合併の精神からいって公平な姿なのか、そういう点に私は疑問を持つわけですが、市長、どう考えられますか。

○市長（日永貴章君）

公平か不公平かという捉え方で捉えるのは、私はいかがなものかなあというふうに思っております。全事業において、また公共施設の配置状況についても、全ての地区がそれぞれ1つず

つあるものもあれば、ないものもありますし、学校のプールだけで申し上げれば、学校プールを持っていない学校も現状として愛西市はございますので、そういったことで考えますと、やはり公平・不公平という観点で捉えるべきものではないのではないかというふうには私を考えております。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

学校プールの開放につきましては、ことしの実績を見ても、佐屋地区の子供たちだけの利用になっているという点では、公平ではないということは、客観的な事実でありますので、そういう点では、公平か不公平かと、そういう部分を含めて、この学校のプールの問題は検討していただかなければならないということを述べておきたいと思っております。

次に、3項目めの国際結婚の住民票登録についてお尋ねいたしますが、愛西市になりました、国際結婚の住民登録は何件あったのでしょうか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

国際結婚の住民票登録の件数ですが、平成24年7月9日に法律が改正された以後の日本人と外国人の婚姻者の住民票登録件数を年度別に申し上げます。

平成24年度7月9日、これは法律改正後ですけれども4件、平成25年度2件、平成26年度7件、平成27年度9件、平成28年度6件、平成29年8月現在ですけれども2件で、合わせて30件になります。

また、そのうち、婚姻届と同時に通称申し出件数は、平成26年度3件、平成29年度8月現在ですけれども1件の、合わせて4件でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

住民票登録の手続が改められたという説明でありましたが、市民にどのように説明したのか、お尋ねをいたします。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

市民にどのように説明したかの御質問でございますが、外国人住民に係る制度の法律改正に伴って、市広報紙、平成24年6月号広報、7月号広報、平成25年6月号広報、7月号広報と市ホームページに掲載し、市民の方にお知らせをさせていただきました。

**○9番（加藤敏彦君）**

今回、この国際結婚の住民票登録について質問をしているのは、この件について相談があったからであります。

国際結婚された方が佐織支所に行って手続をしようとしたら、婚姻届と婚姻後の名前を証明するものを持ってきてくださいと言われ、困って相談に見えました。市役所の市民課で確認したら、そのようなものは必要ないというふうに言われたので、お伝えをいたしました。相談者が市民課で手続をしようとしたら、また佐織支所と同じことを言われて、手続ができませんでした。それでまた報告に見えました。再度、市民課で条文はどうなっているのか確認してもらったところ、市は愛知県の市町村課に確認するので1日待つてほしいということでした。結果は、これまでの市役所の手続、対応に誤りがあったことが明らかになりました。

愛西市では、なぜこういう基本的な手続ができなかったのか、お尋ねをいたします。私は、大変驚いております。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

なぜ基本的な手続ができなかったかという御質問でございます。

職員の法律に対する認識が不足していたことと、外国人住民から、通称を住民票に記載されることが必要であると認めた場合に、通称として記載を求める呼称が、国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかになる資料等の提示を複数求めることが必要であると職員が思い込んでいたことが、最大の原因であるというふうに思っております。

**○9番（加藤敏彦君）**

今回の対応の中で、市民課の職員が正しい説明をされる方もあったし、間違った説明される方もあって大変不思議に思っておるわけですが、なぜ対応する職員によって手続の説明が異なったのでしょうか。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

職員によって説明が異なったのはなぜかという御質問でございます。

市民課では、外国人の通称の住民票への記載には、その通称が社会生活上通用していることを確認できる資料が必要であるということを認識しておりましたが、窓口で対応した職員がそのことを他の職員に確認した際に、婚姻届と同時の手続であれば、その書類で確認できるのにもかかわらず、本人確認のための身分証明書が必要であるということを思い違いをして説明してしまったということでございます。それが主な要因だというふうに思っております。

**○9番（加藤敏彦君）**

今回の件は、市民の方に何度も足を運ばせ、迷惑をかける結果になっておりますが、どのように説明し、対応されたのか、お尋ねをいたします。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

大変市民の方には御迷惑をおかけしました。御自宅に訪問しまして、職員の認識不足による事務取扱の誤りについて、何度も市役所に出向いていただいた御不快な思いをさせたことをおわび申し上げます、対応させていただいたというのが現状でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

市民の方のお宅にお邪魔して説明し、おわびをしたということで、了解はいただけたのでしょうか。

それから、このような間違いを行わないように、市として今後どのように対応されていくのかについてお尋ねをいたします。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

市民の方については、一連の御理解をいただいたというふうに思っております。

また、今後このようなことが起きないように、日々の事務取扱について職場での情報共有、共通理解及び勉強会、そういった場を設けまして、職員の能力向上に努めてまいります。

また、危機管理体制を強化するための手段としまして、OJTを活用し、さらなる事務取扱

の徹底を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをいします。

○9番（加藤敏彦君）

今、部長の答弁で、わからないことが1つありました。「OJT活用」という言葉で、これはどういうことを意味するのでしょうか。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

申しわけありません。「OJT」という言葉を使ってしまったけれども、簡単に言えば職場の上司や先輩が部下、後輩に対して具体的な仕事を与えまして、その仕事を通じまして、仕事に必要な知識、技能、態度などを計画的、継続的に指導し、習得させて、全体的な業務処理能力の向上を図っていくものでございます。

○9番（加藤敏彦君）

きょうは3項目について一般質問させていただきました。平和の問題、それから学校プールの開放の問題、そして市民課の手續の問題ですが、特に市民課の手續につきましては、まさか市が間違っているとは市民は思っておりませんので、やはりきちっと法にのっとり正しい手續をやるように努力していただくことを求めて、一般質問を終わります。

○議長（大島一郎君）

9番議員の質問を終わります。

ここで休憩をさせていただきます。再開は11時からといたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の5番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

○5番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、大項目、愛西市立小・中学校適正規模等基本計画の提案について質問をさせていただきます。

また、適正規模に関連する小・中学校の環境整備と適正規模が検討された後の学校施設の有効利用についても含めてお伺いします。

今議会の一般質問初日、多くの議員の方から公共施設の維持管理・整備に関して質問がありました。皆さん、問題意識を持ち、課題と捉えての質問かと思えます。

その中、高松議員からは、愛西市公立施設等総合管理計画について質問がありました。現状ある公共施設の半数以上は小・中学校などの学校施設であり、市の進める小・中学校適正規模等基本計画の進捗状況を確認するものでありました。私のほうからは、その内容に踏み込んで、小・中学校の適正規模について共通認識として共有できるものは共有し、課題も含め考えてみたいと思えます。

文部科学省では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、サブタイトルがありまして、そのサブタイトルは「少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」と題した手引書を出しています。この手引書では、学校規模適正化の背景や留意点などさまざまな観点から述べられています。

少し紹介しますと、学校規模適正化が課題となる背景としては、本来、学校が持つ特質として、生徒たちが集団の中でさまざまな考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくということが上げられます。そのためにも、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられます。少子化が進む中、そうした集団規模の確保が難しくなっているのが現実です。それは本市にも言えると思います。文部科学省でも、地域の実情に応じた学校規模の適正化についての検討を促しています。

そこで、本市では、昨年9月に「愛西市立小・中学校適正規模等基本計画の提案」が提出をされました。ちょっと資料を映していただくと、表紙の部分ですけれども実際はこういった冊子になっております。こういった中身のことがついた冊子が提出をされました。

この愛西市の未来を担う小・中学生の皆さんを取り巻く環境も、さまざまな課題を抱えながら転機の時を迎えていると思います。平成27年2月に示された「市立小・中学校適正規模等基本方針」については、平成27年6月議会定例会でも一般質問をさせていただきました。その後、市立適正規模等検討協議会による議論が重ねられ、基本計画が提案という形で平成28年9月に示され、現在、教育委員会で審議が重ねられていると思います。

この基本計画の提案内容は大きく7つの項目に分けられ、学校の適正規模、学校の適正配置、具体的な統合案も含む学校の適正配置計画などを含む、8ページの冊子にまとめられています。順を追って質問をしたいと思います。

まず提案の資料に示されている学校の適正規模についてです。基本は、愛西市立小・中学校適正規模等基本方針に準じ、過小規模校、既に小規模を過ぎてしまっている学校のことで、過小規模校や児童・生徒数110人以下の学校、小学校で6学級以下、中学校で6学級以下の学校、また将来その可能性のある学校には、統廃合・学校再編で対応するのが適切とうたわれています。資料の中では「統廃合」という言葉が使われていますが、私の質問の中では「学校規模の適正化」という言葉が適切と考えますので、置きかえて話します。

本題に戻りますが、私はこの提案の資料に書かれてある適正規模による効果の部分が大切だと思います。

ちょっと資料を映していただきます。ちょっと見にくいかもしれませんが、この資料に5つの例が挙げられています。全部は読みませんが、3にあります少人数学習、習熟度別学習など多様な学習形態を取り入れた教育が可能になる。また5番には、各教科の担当教員数や同学年の担任が複数確保されるという提案は、少子化による学校規模の適正化に対するマイナスイメージをプラスに変えられるものではないかと思います。各教科の担当教員や同学年の担任が複数確保されれば、少人数学習などの重点的な教育のプラス要因になるでしょう。さらに

こうしたプラスの要因を積み上げることにより、小・中学校の適正規模を一つのチャンスと捉えて、そこから新たに生まれる教育システムを、愛西市の教育モデルとして構築されることが期待されます。

そこで、小項目1点目の質問です。

この5項目上げられた適正規模による効果ですが、どのような意見交換の中から導き出されたのか、お伺いします。

次に、提案の資料の平成34年度愛西市立学校規模推計です。表を映してください。平成34年度の推計ですから5年後の数値と言えると思いますが、この表を見て最初に感じたのは、適正規模校が小・中合わせて19校中5校だけになってしまうということです。小学校で佐屋小学校、北河田小学校の2校、中学校では佐屋中学校、佐織中学校、佐織西中学校の3校が適正規模校となります。その他の学校は、逆に言えば推計であっても過小規模校、小規模校、小学校では13校中の11校が、中学校では6校中の3校が対象に含まれることがわかります。

この推計を受けて、提案の資料では学校の適正配置計画の表になると思います。表を映していただけますか。この表には、過小規模校として立田南部小学校福原分校、八開中学校の2校、小規模校として立田北部小学校、立田南部小学校、八輪小学校、開治小学校、西川端小学校、永和中学校、立田中学校の7校が上げられています。これら9校に学校規模の適正化が求められるものと思います。

そこで、提案では具体的な3つの統合案が示されています。資料をお願いします。この3つの統合案には、それぞれ特徴があると思います。統合案の1は、立田、八開の学校全てを統合し、小・中一貫校1校にするという案です。統合案の2は、立田地区で小学校1校、八開地区で小学校1校、立田地区と八開地区で中学校1校とし、小・中一貫教育を進める。小学校2校と中学校1校で一貫教育を進めるという案です。統合案の3として、立田地区で小学校1校、中学校1校、八開地区で小学校1校、中学校1校として、各地区、立田・八開各地区で一貫教育を進めるというのが3案です。かなり具体的な統合案の提示かと思います。

そこで小項目2点目の質問として、この3つの統合案それぞれにどのような意見の中から導き出されたのか、お伺いします。

次の資料をお願いします。ここでは、今後の適正配置を円滑に進めるための取り組みについて提案がされています。

そこで小項目の3点目の質問です。ここに記載されています地元説明会の開催、地元代表者協議会の設置、実施計画書の作成、開校準備会の設置はどのようなスパンで行われていくのか、お伺いします。とりわけ、地元説明会の開催をいつごろとお考えかお伺いします。また、適正配置を円滑に進めるための取り組みの次には、廃止した学校施設等についても記載をされています。「廃止」という言葉は余り使いたくありませんので、適正化された学校施設などとしたいと思いますが、愛西市の都市計画や地元の要望を踏まえ、本計画とは別に検討委員会を設置し、検討されることが望まれるとあります。

そこで小項目4点目の質問です。小・中学校の規模の適正化による都市計画への影響・変更

はあるのかお伺いします。また、本計画と別に設置が望まれる検討委員会とはどのようなものか、お伺いします。

次に、小・中学校の適正規模に関連して、これも一般質問の初日に高松議員の質問にありました小・中学校の空調設備の整備について、少しだけ補足させていただきますと、小・中学校の適正規模を固めていく中で、並行して冷房設備のいる必要教室数が算出できると思います。まずその必要教室数をもとにして、そこから冷房設備の設置を検討していただくのが妥当ではないかと考えます。この点に関しては高松議員に答弁をいただいておりますので、部長の答弁は求めません。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、4点についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、適正規模による効果がどのような意見の中から導き出されたかという御質問でございます。

適正規模による効果につきましては、保護者等へのアンケートや地域懇談会での意見にあった、児童・生徒の人数及びクラス数が少ない、クラスがえのできる規模にしてほしい、部活動の選択肢が少なくなるなどのデメリットの解消を念頭に置き、検討協議会で協議・検討をしていただきました。

2点目の、3つの統合案はそれぞれどのような意見の中から導き出されたかという御質問についてでございます。市立小・中学校適正規模等検討協議会におきまして、小・中学校の児童・生徒のための教育環境を整備した上での適正規模の確保を念頭に置いて検討されましたが、実際統合するに当たりましては、地域性、地域の歴史、コミュニティー等も考慮した上、最低でも小規模校を維持するという考えで、3つの提案が出されました。

次に3点目でございます。地元説明会等、今後の開催のスケジュール等についてでございますが、現在、教育委員会におきまして、小・中学校の適正配置について検討を重ねております。重要な問題であるため慎重に協議をしており、当初の計画よりかなりおくれておりますが、年内には地区説明会を開催したいと考えております。その後、実施計画書の作成とか開校準備会の設置については、その後、順次進めていくことになります。

4点目でございます。小・中学校の適正配置による都市計画への影響、また別に設置が望まれる検討委員会とはということでございます。

小・中学校の適正配置による都市計画への影響はないと考えております。学校施設跡地利用につきましては、公共施設等総合管理計画などを考慮しながら、協議会から提案にもありますように本計画とは別に、教育委員会だけではなく全庁的な検討委員会を設置し、検討すべきと考えております。また、跡地利用に関しまして、他市町村の例においては、やはり既存建物を改修して活用することが主流であります。地域からの要望がない、または施設が老朽化している、財源が確保できない等々の理由で、学校施設跡地の3割が未活用になっているという実態もございます。私からは以上です。

## ○5番（竹村仁司君）

それぞれ答弁をいただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

小項目の1点目の質問からですが、適正規模による効果については、保護者等へのアンケートや地域懇談会での意見に基づいているとの答弁をいただきました。多くの方の意見を集約し、生徒の人数やクラス数が少なくなる、クラスがえのできる規模にしてほしい、あるいは部活動の選択肢が少なくなるなどのデメリットの解消を念頭に、適正規模による効果を提案されたと理解をしました。

そこで、そのデメリットの解消については、この提案の中でも上げられていますけど、多様な学習形態を取り入れた教育が可能になるというメリットが上げられています。ここで上げられている習熟度別学習については、賛否両論があることも知っております。ただ、子供たちを差別することになるというような認識はありません。そこで、少人数学習、習熟度別学習の効果について、どのような認識をお持ちか、お伺いします。

## ○教育部長（大鹿剛史君）

少人数学習、習熟度別学習など多様な学習形態を取り入れた教育が可能になるという、その効果につきましては、小規模、過小規模の学校においては少人数のグループが固定化されてしまいます。形態を変えながら学習をすることができないのに対して、適正規模の学校であるなら、少人数の振り分け方の変化や習熟度に応じたグループ分けをしての学習形態がとれるということがメリットであると認識しております。以上です。

## ○5番（竹村仁司君）

あくまでも適正規模の学校において、より効果があるとの答弁をいただきました。これから学校規模の適正化を進めていくわけですので、メリットとして押さえておきたいと思えます。

ここでちょっと習熟度別学習をわかりやすく表現した図がありますので、紹介をします。ちょっと映していただけませんか。これは、東京の八王子市にある式分方小学校が2009年に習熟度別学習の先進的な取り組みとして全国紙で紹介されたときに使われたものです。また、八王子市は小・中一貫教育も進んでいますので、後で少し紹介をします。

図を見ていただきますと、上の段が従来型の一斉教育を表現したものです。2クラスで、理解が速い子も遅い子も同じ教室で同じ授業を受けています。下の図が習熟度別の少人数指導を表現したもので、理解の速さに合わせて2つのクラスを3つに再編成したものです。この図では、「ゆっくり」「しっかり」「どんどん」というクラス名になっていますが、式分方小学校では「根気」「本気」「元気」というような、授業のスピードを連想させないクラス名も用いられていました。

また、再編成された3クラスも、全ての授業で同じというわけではありません。習熟度別学習は、よりきめ細かく子供たちの理解度に対応するためのクラス分けで、特に効果のある科目としては算数、数学、英語によく用いられるようです。私は一人の生徒も置き去りにしないというのが習熟度学習ではないかというふうに思います。

そこで、愛西市内の小・中学校において、少人数学習、習熟度別学習の導入、あるいは導入に向けての協議などが行われたことがあるか、お伺いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

愛西市内の小・中学校における少人数学習、習熟度別学習の状況でございます。

少人数学習におきましては、現在5校、永和小、佐屋小、立北小、北河田小、西川端小が取り入れております。学校ごとに進め方の違いはございますが、全てが算数について少人数学習を取り入れ、立北小は国語についても少人数学習を行っております。毎年協議を行い、その学年に適した学習形態について考えていただいております。

習熟度別学習におきましては、佐屋小以外は導入はしておりません。また、導入の協議なども他、校においては行われておりません。こういった現状でございます。以上です。

**○5番（竹村仁司君）**

既に幾つかの学校で少人数学習、習熟度別学習が行われているということで、また学校規模の適正化を通してそうした学校がふえることをうれしく思います。

ただ単に学校規模の適正化をして、過小規模がなくなったとか小規模校が減り適正規模校がふえたということだけではなく、適正規模の効果として、提案に多様な学習形態を取り入れた教育が可能になるということもありますので、先ほども言いましたけれども、一人の生徒も置き去りにしないという教育の愛西モデルをつくっていただきたいとお願いをします。

次に、小項目の2点目です。

3つの統合案は、地域性、地域の歴史、コミュニティー等も考慮した上、最低でも小規模校を維持するという考えという答弁をいただきました。基本計画の提案の中では、この統合案は望ましい順とうたわれています。望ましい順というのは、統合案の1番目、施設一体型の小・中一貫校が一番適正規模になるとの提案だと思います。そこでこの案が一番望ましい理由と、通学距離などを含む幾つかの課題があると思いますが、その点についてお伺いします。

また、この施設一体型の小・中一貫校を統合案の1番に持ってくる議論の過程においては、新しい校舎を新設するのか、それとも既存の校舎を再利用するのか、そのあたりの議論をお伺いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まず施設一体型の小・中学校が一番望ましいということは、現段階では決まっておられません。通学距離等を含む諸課題につきましては、方向性が決まってから議論することになってまいります。

それから、1番に持ってくる議論の過程で、新築する、既存校舎を再利用するかの議論についてでございますが、検討協議会におきまして、児童・生徒にとってどうすることが一番よいことかを、学校規模、学校環境など多角的な視点から検討していただきました。小・中学校の適正規模という点においては、児童・生徒の減少による影響が大きいと思われる立田・八開地区での適正化の議論を進め、3つの案を提案するに至っておりますが、校舎の建築や場所等について具体的な議論は行っておりませんので、よろしくお願いたします。以上です。

○5番（竹村仁司君）

統合案の1番目、施設一体型の小・中一貫校が一番望ましいということは、現段階では決まっていないとの御答弁がありました。間違いなく、現在教育委員会においてこの方向性が議論されていると思います。そして、年内に地元説明会でお話もありましたが、地元説明会の折には、この3つの統合案のどれか一つに絞って示されるのが望ましいと私は思います。

次に、統合案の2番目です。連携型小・中一貫教育とありますが、具体的にどのような方式で連携をとっていくのか、お伺いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

議員おっしゃられたとおり、教育委員会において一つの方向性を決定し、お示ししていきたいと考えております。

連携型小・中一貫教育、これに関しまして、小・中一貫教育には、施設一体型、施設隣接型、施設分離型及び義務教育学校がございます。また、連携型の小・中一貫教育とは、小学校及び中学校がおのおの個別である6・3制を前提に、教育課程及び制度をそのままにして、教育課程及び教育目標の共通部分に関し、協働する取り組みを行い、小・中学校の教職員の交流や連携を密にしていくというものでございます。しかし、これについては学校の運営方針に基づきますので、適正化方針が決まり次第、検討していくことになると考えております。以上です。

○5番（竹村仁司君）

今御答弁いただいた6・3制を前提にした連携型小・中一貫教育の一つの例として、先ほども習熟度別学習で紹介しましたが、八王子市の話を少しさせていただきたいと思っております。

2022年を目指した第2次八王子市教育振興基本計画というものがございまして、そこには八王子市小・中一貫教育に関する基本方針があります。八王子市では、既に平成23年度に全小・中学校で小・中一貫教育を完全実施しています。ここでいう小・中一貫教育というのは、義務教育9年間の学びの連続性を意識した授業が行われているということで、施設一体型の小・中一貫校だけではありません。各中学校区で9年間で育てたい児童・生徒像を設定し、その実現を図るために学習指導や生活指導の一貫性、連続性を考慮した具体的な取り組みを教育課程の中に位置づけています。こうした施設一体型の小・中一貫校と連携型小・中一貫教育が市内の中で相互に共存して、連携型の一貫教育から始めて、できるところでは施設一体型につくり上げていく、八王子市は一つのよい例ではないかと思っております。

本市においても、今回の統合案では、立田地区、八開地区が上げられていますが、今後、佐屋地区、佐織地区を考える上においても、連携型小・中一貫校を視野に置いて、各中学校区で9年間で育てたい児童・生徒像を設定するなどの積極的な小・中一貫教育が望ましいと考えますが、お伺いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

小・中一貫教育のあり方につきましては、学校の運営にかかわるものとなりますので、適正化方針が決まり次第、検討していきたいと考えております。以上です。

○5番（竹村仁司君）

学校の運営にかかわることは学校の統合が決まってからということですが、愛西市の教育局として9年間で育てたい児童・生徒像を持つことは必要なことだと思います。

次に、これも一貫教育の今後に関するポイントになると思いますが、今、教育や医療の現場ではICT、情報通信技術のことですが、タブレットなどを使った情報交換が実際の現場で行われています。文部科学省では、教育の情報化の推進のために、ICTを活用した教育推進自治体応援事業を行っています。その中にはICT活用教育アドバイザー派遣事業もあり、より各自治体に合った取り組みがなされています。ICTというと、すぐにタブレットが思い浮かびますが、電子黒板やプロジェクターも入ります。今後の愛西市の小・中学校の適正化や学校再編を考えていく上で、このICTが学校間相互の連携に大きな効果を生み出すと思います。国の応援事業も有効に使いながら、ぜひ推進すべきと思いますが、お伺いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

ICT環境整備につきましては、順次推進しているところでございます。今後も国・県の動向を注視しながら、学校環境に役立つ環境整備に努めていきたいと考えております。以上です。

**○5番（竹村仁司君）**

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、この3つの提案の中の統合案には出てきませんでしたが、学校の適正配置計画の表には、小規模校として入っている西川端小学校、永和中学校について、検討協議会ではどのような判断がなされたのか、お伺いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

教委会の議論の中では、この2校についても議論をされております。その中で検討の対象とならなかった理由といたしましては、児童・生徒数の減少推移が最も大きく、地域の枠組み等も考慮に入れ、喫緊の対応が必要である立田・八開地区の検討を優先的に進めてまいりました。以上でございます。

**○5番（竹村仁司君）**

小規模校の中でも優先順位といいますか、優先しなければいけないことがあると思いますので、西川端小学校、永和中学校についてもいずれ検討課題には入ってくると思いますので、よろしくお願ひをします。

次に、小項目の3点目ですが、年内には地元説明会を開催する予定との答弁がありました。この地元説明会はどのような形式で進められるのか、またどのようにして小・中学校の適正規模を考える必要性を説明するのか、お伺いします。また、立田・八開それぞれの地区で行われるのか、あわせてお伺いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

地域説明会につきましては、現段階ではっきりしたことは言えませんが、学校規模の適正化の必要性の説明や、教育委員会が出した結果について、地域の方々の御意見を伺うことが重要だと考えております。また、地元説明会は、立田・八開それぞれの地区で開催をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

## ○5番（竹村仁司君）

大切な地元説明会になると思いますので、よろしくお願いをします。

次に、小項目の4点目です。

学校施設跡地利用については、公共施設等総合管理計画などを考慮しながら検討されていくとのことでした。答弁にもありましたが、学校施設跡地の3割が未活用になっているとの実態です。この廃止した学校施設の取り扱いですが、「廃止」とか「廃校」という言葉は悲観的で暗いイメージになりがちで、我がまちの母校がなくなってしまうというのは耐えがたい住民感情になるのではないかと思います。そうした感情を少しでも和らげるために、前向きな提案を提示することが大切だと思います。ここでは「廃校」という言葉も使っていますが、文部科学省では「未来につなごう みんなの廃校プロジェクト」というものを立ち上げています。これは、各地方公共団体の希望を集約し、より多くの民間企業、学校法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などに情報を提供することで、廃校施設などの情報と活用ニーズのマッチングを図るものです。ここからがちょっと大切ですが、学校という機能は失っても、新たな使命が与えられれば地域になくってはならない施設に生まれ変わることができるということです。

これもちょっと一つの例ですが、学校施設の跡地利用の有効活用の例です。ちょっと資料を映してください。霞ヶ浦市ですね、レンコンの産地です。この有効活用の例です。特に上から5段目といいますか、和食専門の調理系専修学校が寄宿舎を設置をされて、レンコンを高級食材、調理品として世界にPRをしようと。とてもすごくいいことで、愛西市にもあっていいのではないかと思うような利用例ですが、表の一番下も本市に近いのではないかと思うのですが、農産物、ここではゴマになってますけれども、農産物加工の事業を拡大し、校舎を原料、商品の衛生検査室、事務所として活用。生産農家の活性化に寄与とあります。まだほかにもスポーツクラブの拠点など、魅力的な活用例が挙げられています。こうした学校施設跡地の有効活用の例も参考になるのではないかと思いますので、この点についてお伺いします。

## ○教育部長（大鹿剛史君）

学校施設の跡地の有効活用につきましては、先ほども答弁しましたとおり、学校の適正規模の検討とは別に、全庁組織を挙げた協議会等で、公共施設等総合管理計画などを考慮に入れながら、地域とともに検討することが望ましいと考えております。以上です。

## ○5番（竹村仁司君）

ぜひ、地域の方々と検討する際には、地域の側から意見や要望が出てくればいいですが、そうでない場合に、こうした具体的な参考例を挙げることも大切かと思っておりますので、よろしくお願いをします。

それでは最後に市長にお伺いをしたいと思います。

今回の市立小・中学校適正規模等基本計画の提案を受けて、市長が思い描いてみえる愛西市の小・中教育があればお伺いをすると、これ初日の一般質問とかぶるかもしれませんが、小・中学校の冷房設備の設置について、また最後にお話しさせていただいた学校施設跡地の有効活用についても、お考えをお伺いします。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

現在進めていただいております愛西市立小・中学校適正規模の検討につきましては、議員からもお話がございましたが、協議会におきまして3つの案が示されたということでございます。現在、教育委員会でその案を検討していただいている状況でございます。

私といたしましては、最初の立ち上げのときにおきましては、子供たちにとってどういった学校教育、学校の環境が一番いいものなのかということを念頭に協議をしていただきたいということで、検討を始めていただきました。その後、さまざまな地域で懇談会もしていただきまして、3案が導き出されたというふうに私は理解をしております。なかなか、スケジュール的にはおこなっているわけですが、それだけいろいろ意見があるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、学校の児童・生徒さんが減少してきているということは事実のことでございますので、私としては、早く方向性を示していただくことが子供たちにとってもいいことではないかなというふうに思っております。当然、教育委員会からお示しがあれば、当局としてはその対応について今後計画を立てていかなければならないということでございます。

ですので、やはり私といたしましては、子供たちが学校生活をまずは安全で安心して通える学校づくり、そして何よりも子供たちや生徒たちが学校へ行きたいというふうに思っていただける学校をつくっていくというふうに思いますし、多くの友達、仲間をつくって、大人になったときに小学校、中学校は楽しかったなあというふうなことを話していただけるような学校をつくっていただきたいというふうに思っております。

あと、施設の冷暖房の件でございますが、ほかの議員の皆様方にもお話をさせていただいておりますが、まずは現在の学校の施設規模として、本当に今の児童・生徒の数としてどれぐらいの教室が本当に必要なのかということをしかりと定義をしていただいて、それについて我々としてはどのような対応をしていくのかということを考えていかなければならないというふうに思っておりますので、まずはそういったことを教育委員会としてはしかりと示していただきたいというふうに思っております。

あと、今回の適正規模によって仮に使わなくなった施設をどういうふうにするのかということでございますけれども、これにつきましては部長からもお話がありましたし、ほかの議員の質問にもありましたが、公共施設等総合管理計画などもしかりと考慮しながら検討していかねばならないというふうに思っております。

活用といいましても、現在、我々としても、残すと決めてから活用方法についてなかなか導き出せないという公共施設が多くありますので、しかりとその後どのように活用するのかを決めて、残すのか残さないのかという議論をしていかなければならないというふうに思っておりますので、このあたりはしかりと我々としては調査・研究をして、また何かそういった例があっても、それを行って実際にそこに入ってやっていただく方が見えなければなかなか活用はできませんし、行政にそういうことをやれと言われても、その辺のノウハウはありませんの

で、そういったことは十分に理解をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○5番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

5番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時からといたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、お昼の休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、質問順位8番の4番・神田康史議員の質問を許します。

神田康史議員。

○4番（神田康史君）

議長のお許しを得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきたいと思っております。

私のテーマは、子ども・子育てに係る支援に係る市の考え方、方向性についてであります。

子ども・子育て支援を主軸として、網羅的に市民の皆様からいただいた疑問・不安についての6つの課題、これは、1つ、公園——ちびっ子広場を含みますが——の遊具の管理について、2つ目、防災無線の多目的利用について、3つ目、永和小学校の通学路の街路灯について、4つ目、精神疾患の親を持つ子供たちへの支援について、5つ目、子供たちの貧困に対する支援について、6つ目、保育園の民営化、この6つの課題であります。

市の将来を担う子供たちが安心・安全に暮らすための基盤を継続的に提供していくことが、私たち大人の使命と考えます。

少子化のため、どの自治体も我が国が初めて体験する人口減少に困惑し、まるで福祉政策のサービス合戦の様相を呈しているのが昨今の現状ではないでしょうか。高齢者対策、子ども・子育て支援等の福祉が政争の具とされてしまっており、選挙のたびに市民に心地よい公約が氾濫し、有権者にすり寄る局面を方々で見ると、これでいいのかと心配になるのは私だけでしょうか。

さりとて、子ども・子育て支援策が重要であることは論をまたないことであって、我々の重大な関心事であることは間違いのないところであります。

さて、市民の皆様からいただいた事項について質問いたします。一括して質問いたしますので、その後、御回答をいただければと思います。

課題1. 公園等の遊具の管理についてであります。

市では公園を農村公園・都市公園、児童遊園・ちびっ子広場等に分類し、管理されていると思います。管理の守備範囲の1つとして、雑草処理や除草剤散布があります。我が善太地区においては、総代・副総代さんの方々が対応されています。特に夏の雑草繁茂期においては、子ども会や地域住民も協力し、早朝、草取りをしております。他地区も同様であろうと推測いた

しますが、公園の遊具についてはどのような管理体制になっているのでしょうか。以下の質問に御回答ください。

質問1. 市が考える公園の分類と管轄について。

質問2. 公園の遊具等について、その点検、その他の管理体制の現状について、お願いいたします。

課題2. 市民の皆様より防災無線についての疑問も寄せられております。

他市町村では、学童の下校時にチャイムを鳴らすとともに、地域の在宅者に子供たちの見守りをお願いするアナウンスをしている自治体があると聞きます。現在、当愛西市では実施されておられません。そこで、防災無線の運用規定と、その検討の見直しについて質問いたします。

以下の質問に御回答お願いいたします。

質問1. 防災無線の運用規定の現状について、質問2. 多目的に利用拡大しようとするときの問題点と、その実現可能性。課題3に行きます。小学校の通学路、とりわけ善太川沿いの経路の街路灯についてであります。これを中心としたテーマです。

善太川沿いの通学路は善太・鰯江の学童通学路となっており、中学生 ―― ほとんどの方が自転車通学ですけれども ―― も同じように道路を供用しています。道路幅がおおむね100から150センチ程度 ―― これは目視でありますけれども ―― と狭く、雑草を除草剤で除去するため、のり面が崩落しやすく、また通学時間帯が中学生、いわゆる自転車と重なる場合等、接触等の危険な状態を危惧しております。

また、この通学路には街路灯が一部ないところがあります。特に秋・冬の小学生下校時や中学生の部活終了後の下校中において、周りが相当暗くなるため、防犯や交通安全について一抹の不安があります。以下の質問に御回答ください。

質問1. 本件に関し、今までに要望、つまり街路灯の設置もしくは増設等があったのでしょうか。私的に、私どもはかつて善太・鰯江地区の総代さんが合同で要請したと聞いております。あったかなかったかの事実で結構です。

質問2. 現在、この通学路の利用者数はいかほどでしょうか。

質問3. 秋から冬にかけて、下校時は相当周りが暗くなる。防犯等の観点を主に、現状をどのように考えてみえるのでしょうか。ちなみに、街路灯は交通安全灯と防犯灯があり、それぞれ管轄が異なると聞いております。今回は防犯灯の視点で御回答ください。

質問4. かつて既遂・未遂を含め、子供たちが災害に遭ったことはあるのでしょうか。

課題4、続きまして、精神疾患を持つ親を持つ子供への支援であります。

精神障害を抱える当事者、つまり親への支援が注目されることはあっても、精神疾患を抱える親を持つ子供にはなかなか注目は集まりません。

精神疾患を患う親のいる家族、特にその子供について、ある女性の例を紹介します。

現在30代の女性Aさんは、子供のころ両親と3人暮らしでした。Aさんが小学3年生のときにお母さんが鬱病になりました。いつも優しい笑顔だったお母さんが別人のように無表情になり、寝床、毛布から出られなくなりました。料理や掃除もできず、お父さんは仕事が忙しく、

夕飯は買ってきた総菜を食べていました。学校から言われた物を用意できず、悲しい思いをしたこともあります。鬱病の症状から絶望的な思いを話すお母さんを心配して、学校に遅刻したり、欠席したりする日もありました。一方、放課後は、家に帰りたくなくて、夜の町を彷徨し、補導されたこともあります。Aさんは、外ではこの状況をわかってくれる人はいないので、お母さんの病気のことは絶対に話さないでいこうと思っていたそうです。そして、親の病気や家庭の様子が知られないようにうそをつくこともありました。当時を振り返り、自分のことも十分に理解できず、親の病気もあって、まるで暗闇の中で逃げ場もない感覚だったと話しておられます。

こうした子供の体験として、これまでの研究から次のことが言われてきております。

精神疾患を患う親のいる子供の経験として、1つ、疾患について説明されていないことによる不安、2つ目、混乱した親の症状への巻き込まれとトラウマ、3つ目、世話をされない生活を自分で何とかするしかないという難しさ、4つ目、親の症状による子供への発達の影響、5つ目、周囲の理解のない人たちの言動や子供に寄り添う人がいない不在、つまり自身の孤立感。

子供たちは、説明されていないことにより不安をみずから膨らませていたり、混乱した親の状況に巻き込まれ、それが大人になってもトラウマとして残る傾向があります。

また、親が家事や育児ができなくなると、特に幼少期の子供の場合は料理や洗濯のやり方がわからず、生活が困難になります。

さらに、周囲の人からの理解のない言動に傷ついたり、不安な子供に寄り添う人がなく、孤立しやすい傾向があります。

さて、2014年の患者調査、これは厚生労働省の調査でありますけれども、それによりますと、気分障害112万人、統合失調症77万人で、年々ふえています。特に統合失調症については、医学的には100人に1人発症すると言われております。全ての精神疾患を加えると総患者数は300万人を超えているため、その精神疾患を患う親を持つ子供の数は相当数いると考えられます。

以上述べたように、親が精神疾患を患うと育児環境が不安定になり、子供の日々の暮らしや発達など、さまざまな領域で影響が出てきます。

欧米では、40年ほど前から支援の必要性が認識され、取り組みが進んでいるようです。

上記の子供たちを支える要素としては、1つ、精神疾患への理解、2つ目、安心できる家庭環境の確保、3つ目、子供が子供らしく過ごせる時間の確保等にあると考えられます。

1については、親とともに子供も説明を受けさせて、子供や親自身が悪いわけではないという認識を持たせることが必要だと考えます。2においては、安全な環境を確保し、親と子がコミュニケーションをとりながら強い人間関係をつくる。そして、学校への興味、関心が持て、周りの健常な大人や友人との人間関係を構築できることが望ましいと思います。3番目は、親をケアする時間ではなく、子供が子供として過ごせる時間を確保することが必要と考えます。しかし、現状ではどうでしょうか。学校では授業の準備や生徒指導に膨大な仕事を抱えている先生、医療機関では患者の治療と、そのケアに追われる医師、結果的に誰からも気かけられず、相談もできず、問題を抱えて暮らす子供が少なくないと思います。

そこで質問します。御回答をお願いいたします。

質問1. 精神疾患を抱える親を持つ子供の数（該当者数）と、その子供を支える施策はあるのでしょうか。

2つ目、親及び子供のサポートを考える会というのがあると聞きます。同様な会が愛西市、愛知県にあるのでしょうか。

3つ目、子供を困難や不安な気持ちを抱えていてもみずから助けを求めることが難しい人たちというふうに捉えて、専門職から積極的にサポートをしていく子供プログラム（CHIMPs）というものが存在し、政府が補助金を出して全国展開をしていると聞きます。さて、その内容はいかがなものなのでしょうか。

課題5. 子供たちの貧困に対する支援について。

大村愛知県知事が、県内全域の小・中学生を対象に昨年末に実施した子供の貧困調査の圏域別貧困率を発表しました。最も貧困率が高い東三河南部7.5%、でも全国平均13.9%と大きな差があります。つまり、愛知県は非常に裕福であるというふうに総じて言えるのではないのでしょうか。知事は、圏域別の貧困対策は検討の必要がないとしてきました。それでは、愛西市の現状はいかがでしょうか。以下の質問に御回答ください。

我が市において、子供の貧困についての対応はどのようなものがあるのでしょうか。ちなみに、この海部地区は貧困率5.3%です。

最後に、課題6. 保育園の民営化について。

愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プランによれば、公立保育所運営の適正化に関する計画の中で、少子化による公立保育所の定員割れを背景に、適正な保育の実施と保育所運営において課題が提示されています。これは、一昨日の山岡議員を初め、他の議員もそれなりに質問を投げかけてみえます。まとめた形で結構ですので、御回答ください。今までの経緯及び今後の見通しにつき、以下の質問に御回答ください。

今後の公共施設の整備、特に保育所の考え方について。公立保育所の規模の適正化について。

公立保育所統合の具現化に向けての考え方。民間活力の導入の考え方。これは、直営、指定管理者制度、完全民営化という流れの中で対応されていくと思えますけれども、それをお伺いします。そして最後に、理解を得るための努力と課題について。

以上、課題1から6まで、さまざまな問題を投げかけさせていただきましたけれども、順次回答をお願いし、個々のテーマに対する市の考え方・方向性について確認をさせていただきたいと思えます。御回答、よろしくをお願いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それではまず私から、公園等の遊具管理についてということでお尋ねをいただいておりますことに御答弁をさせていただきます。

本愛西市内には、都市計画課が所管をする都市公園が5カ所、農村公園・その他公園が9カ所、児童福祉課が所管をいたします児童遊園が18カ所、そしてちびっ子広場が51カ所ございます。多くの公園におきまして、除草などの通常の維持管理につきましては、地域の皆さん方に

御協力をお願いしておる現状でございます。地域の方の力がなくては適正な環境維持が困難となりますので、今後も御協力をよろしくお願いするものでございます。

それから、2点目の公園の遊具等についての点検等の管理体制の状況でございます。

多くの遊具が設置をされております児童遊園・ちびっ子広場における遊具の管理につきましては、点検を委託しております、年6回の点検を実施しております。点検結果につきましては、判定基準といたしまして、健全であるとされるA判定から緊急修繕が必要とされるD判定までの4段階で報告をされ、D判定の場合は、事故防止のため、すぐに使用禁止とし、修繕等の対応をとることとしております。また、C判定以下の遊具につきましては、優先度を考慮いたしまして、順次改修をすることで改善に努めておるところでございます。

また、公園の利用者の方など市民の方から遊具の破損や異常の通報があった場合には、速やかに該当遊具を確認し、必要な対処をすることとしております。点検時に異常がなくても、その後、何らかの事情で遊具が破損した場合など、放置することとなれば重大な事故につながることから、破損や異常を発見された場合には、できるだけ速やかに管理する部署まで通報をお願いしたいと考えております。

児童遊園・ちびっ子広場以外の公園の遊具につきましても、点検の頻度の差はございますが、破損や異常についての対応は同様となっておりますので、今後も適正な維持管理に市民の皆様方の御協力をお願いするものでございます。以上です。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは、私から、課題の2の質問1と質問2をあわせてお答えさせていただきます。

防災無線を使って、学童の下校時にチャイムを鳴らし、子供たちの見守りを願うアナウンスを放送してはどうかという御質問でございます。

現在、愛西市同報系防災行政無線の運用基準により、防災、災害情報に係るものに限り放送をしております。そして、市民の生命及び安全にかかわる情報は優先的に放送をしておる状況でございます。

災害時には、緊急地震速報、大津波警報、気象に関する特別警報、武力攻撃関連情報等を放送し、緊急的なものについては大音量で放送しております。また、平常時には、行方不明者の情報、また広域的な停電や断水の情報などを放送しております。

他自治体の下校時の放送の状況でございますが、弥富市、飛島村、隣の岐阜県では海津市が放送しております。下校時に全小学校区で放送した場合、防災無線による放送が仕切りなしに流れてしまい、災害時の放送を聞き漏らしてしまうおそれがございます。現在のところ、放送する予定はございません。

続きまして、防災無線の運用規定と、その見直しを検討してはという御質問でございますが、今後どのような利用ができるか、関係課と調整を図りながら協議をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、課題の3の関係でございます防犯灯についてお答えさせていただきます。

まず質問の1でございます。

平成17年から18年度に提出された防犯灯の設置要望について調査をいたしました。該当する要望書は確認できませんでした。

続きまして、質問3についてもお答えさせていただきます。

防犯の観点からということで、防犯灯のことについてでございます。

防犯灯の設置基準ですが、設置する防犯灯と既存の防犯灯との距離により、設置の判断をしていきたいというふうに思っております。また、道路に沿って立てられた電柱等に設置することを原則としていきたいというふうに考えております。私からは以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうから、通学路の利用者数についてお答えをさせていただきます。

該当の善太川沿いの通学路につきまして、平成29年7月末現在で利用しているのは、永和小学校で140人、永和中学校で79人となっております。

また、下校時の防犯に関しましては、現在、学校の先生方、保護者、交通指導員、子ども110番の家、スクールガードの皆さんに御協力をいただき、対応しているところでございます。

それから、かつて子供たちが災害に遭ったことがあるかという御質問でございますが、平成23年度より不審者情報等は防災等情報メール配信システムにて保護者に連絡するようしております。この事業で該当地域の防犯情報メールの配信履歴はございません。また、永和小学校、永和中学校に問い合わせたところ、該当地域で災害に遭った児童・生徒の記録はございませんでした。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、4点目の御質問でございます。

精神疾患の親を持つ子供たちへの支援についてということで、まず1点目、精神疾患を抱える親を持つ子供の数と、その子供を支える施策はあるのかというお尋ねでございます。

まず精神疾患を抱える親を持つ子供の数についてでございますが、本年7月末現在で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が566人お見えになります。また、自立支援医療受給者証の精神の通院をお持ちの方は882人お見えになりますが、その方々の子供さんの数というところまでは把握をしておりませんので、申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

次に、その子供を支える施策についてでございますが、障害者総合支援法に基づく病気の親への居宅介護で、洗濯などの家事援助の生活全般にわたる障害福祉サービスはございますが、精神疾患を抱える親がいる子供を支える施策としては、現在はございません。

次に、2点目でございます。親&子どものサポートを考える会の活動について、同様の活動が市内、県内にあるのかというお尋ねでございます。

この親&子どものサポートを考える会は、平成21年に三重大学看護学科の土田准教授が立ち上げられたものでございますが、その会の趣旨に賛同して活動するグループや大学、NPO法人、事業所などが東京や大阪周辺を中心に全国で24カ所ほどあるようでございますが、しかし愛知県内にはございません。

次に、3点目でございます。子供は困難や不安な気持ちを抱えていてもみずから助けを求め

ることが難しいということで、専門職から積極的にサポートをしていく子供プログラムというものが存在し、政府が補助金を出しているというお尋ねでございます。

この子供プログラムというものは、ドイツで開発をされたプログラムでございまして、まず専門職が子供を含めた家族一人一人に生活や気持ちについて聞き、精神的な不安定さがないかどうかを診断いたします。

次に、専門職が同席して、家族そろって話し合う場を設定いたします。このとき、親は専門職のサポートを受けながら自分の病気や気持ちを子供に説明し、子供は自分の気持ちや困っていることを伝えます。こうして、これからも続くさまざまな課題に対して、家族でコミュニケーションをとって解決を図るようとしております。また、家族と生活支援サービスをつなぎ、継続して支援をするものでございます。さらに、病院や児童相談所、行政などがネットワークをつくり、治療を受けていない親の子供を見つけ出し、ケアにつなげている地域もあるということでございます。

また、この取り組みに対しまして、ドイツ政府は補助金を出して全国展開を進めているということでございますが、日本では国のそういった補助制度はない状況でございます。

また、イギリスでは「メリデン版訪問家族支援」という取り組みがございまして、その内容といたしましては、継続した個別訪問による患者と家族の支援を行うこと、患者と家族がいずれは自分たちの力で困難を乗り越えられるように、家族が問題解決の技術を習得する機会を提供すること、また家族全員がそれぞれ自分らしく暮らせるように、家族を丸ごと支援するために、訪問スタッフが初期の段階から患者本人と家族を交えて話し合いをするというものでございます。

続きまして、5つ目の御質問でございます。子供たちの貧困に対する支援ということでございます。当市にはどういった対応策があるのかというお尋ねでございます。

現在、愛西市の対策といたしましては、保護者に対する就労の支援と経済的な支援を行っております。就労の支援といたしましては、母子・父子家庭に能力開発を目的とした自立支援教育訓練給付金、就職の際に有利な資格取得のための高等職業訓練促進給付金を支給しております。経済的な支援といたしましては、児童扶養手当、遺児手当の支給を初め、生活保護世帯を含む低所得者世帯や母子・父子世帯等に対する保育料の軽減や児童クラブ利用料の免除を実施しております。生活困窮世帯に対しましては、生活困窮者相談支援員により包括的な支援を行い、必要に応じてハローワークなどへ同行するなどの支援を行っております。子供に対しましては、準要保護児童生徒就学援助事業によりまして、経済的理由による就学困難と認められる児童・生徒に対しまして、学用品費等必要な援助を行っているところでございます。

子供の対策を考察するために、社会福祉協議会と児童福祉課で、本年7月29日土曜日と8月19日土曜日に、モデル地区1地区で試行的に子供食堂の開催をいたしました。募集は希望する子供全てを対象とし、内容といたしましては、キッチンカーでの昼御飯の提供、宿題をする学習時間、またスイカ割り、竹細工などを実施したところでございます。最初は子供たちも緊張

をしておりましたけれども、終了時には参加をした全ての子供に笑顔が見られ、「楽しかった」「またやってほしい」というような感想も聞かれたところでございます、子供の孤食、食事内容などの状況を把握し、今後の事業のあり方を考えていく予定でございます。

続きまして、6点目の御質問、保育所の民営化についてでございます。

まず1点目の、公共施設整備についての考え方でございます。

これにつきましては、長期的な視点に立ちまして、本市の公共建築物、インフラ施設の統廃合や長寿命化、効率的・効果的な維持管理等の取り組みを推進するための計画といたしまして、本年1月に愛西市公共施設等総合管理計画が策定をされております。これを受けまして、公立保育所につきましても個別施設計画を平成32年度を目途に策定をしていくこととなります。昭和50年代に整備をされた建物は、現在の児童数に比べまして大きな建物を維持しているという状況でございます。また、計画的な維持保全を図ることで建物の耐久性を維持し、劣化を最小限にとどめ、経済的な施設の維持管理を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

次に2点目でございます。規模の適正化でございます。

これにつきましては、現在、市内公立保育所4園におきましては、いずれも児童数の減少に伴い定員割れの状況となっております。私立の保育園におきましても、市外からの児童の受け入れで何とか定員を確保している施設もございます。こうした現状を考慮いたしますと、公立保育所の規模の適正化につきましては、市内全域のバランスに十分配慮しながら実施をすべきと考えておるところでございます。

また、子供の発達につきましては、集団の中で自主・自立性、また協調性が培われるような観点から、恒常的な定員割れ状況は成長面から見ても好ましくないという点もございまして、規模縮小に伴う適合化を進めていく予定でございます。

続きまして、3点目でございます。統合の具現化に向けての考え方ということでございます。

公立保育所につきましては、先ほども申し上げたとおり市全体の公的な施設でございますので、統合を進めるに当たりましては、子供たちへの影響に十分配慮をすること、また保護者や子供たちの不安などを取り除くこと、また保育のよりよい向上を目指し、公立・民間協働で取り組んでいくというような点につきまして、注意をしながら進めてまいりたいと考えております。

それから、4点目の御質問でございます。民間活力の導入の考え方ということでございます。

これにつきましては、今回の方針におけます民間活力の導入につきましては、保育所の設備及び運営につきましては、保育所保育指針や児童福祉施設最低基準に則した保育を実践する必要がございまして、基本的には公立と私立とでは大きな差異はないという考えを大前提に持っております。

民間移管の手順といたしましては、いきなり完全民営化ということはいたしませず、公募でまず指定管理者を選定いたしまして、選定をされた指定管理者の保育所運営がおおむね3年間適正であれば、その指定管理者に移管をしていくというような手順を考えております。

次に最後、理解を得るための努力と課題についてということでございます。

これにつきましては、今まさに地域の方々への説明会等を実施している状況でございます。そういった中で、さまざまな御心配やら御要望というものも承っておりますところでございます。今回の方針を進めるに当たりましては、可能な限り皆さん方の負担が軽くなるような努力をして進めてまいりたいと考えておりますところでございます。以上です。

#### ○4番（神田康史君）

6つのテーマについて、るる説明をいただきました。総論としては、職員の皆様がさまざまな担当分野において、それなりに根拠、統計資料のもと、頑張って仕事をしてみえるというふうに印象を受けたところであります。

少し踏み込んでみると、例えば1、ちびっ子遊園の遊具の問題については、もともと愛西市は総代制をとっております。地域の代表は総代である。したがって、総代さんに基本的にいろんな要望を持っていくのが原則、そしてそれをまとめて市に伝えると。しかし、例外として、今回のような遊具の危険性がある場合については直接言ってきてくださいという形になっております。総代さん、それから通報者、市との間の連携がきちんをとれていれば問題ないと思いますので、その連携の部分をきちんと対応していただきたいと思います。

2については、基本的に弥富市、飛島村が実施していて、なぜ愛西市は実施できないのかという疑問が若干残ります。確かに防災無線による放送が仕切りなしに流れてしまい、災害時の放送を聞き漏らしてしまうおそれがあると、これは大きな要因の一つだと思います。こういった阻害要因を、じゃあ弥富市、飛島村はどのような形で乗り越えているのかということは検討に値するのではないかと思います。

それから3について、いわゆる通学路については、今るる聞きまして、いろいろな方々がいろいろな方面できちんと見守り、支援等をしていただいているということは痛感しました。ただ、これが一般住人の方にどれくらい浸透しているのかという部分においては、少なくとも善太地区、私の地区においては若干疑問点があります。もう少し言葉を重ねて情報提供をし、対応すべきではないかというふうに思っております。

それから、4番目のテーマであります精神疾患の親を持つ子供たちへの支援、これについては愛西市、愛知県ではなくて、日本全体が比較的低調であると。海外、なかんずくヨーロッパのほうがずうっと進んでいる。しかし、これだけの人数、先ほど聞きまして566とか882とか、こういった数字を少し細かくひもといていくと、いろんな部分が出てくるのではないかと思います。今、表面化していない問題であれば、少なくとも受け皿づくりはそんなにコストがかかるものではないと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

5番目のテーマの子供たちの貧困に対する支援。先ほど申し上げました、愛知県は非常に裕福な県であり、愛西市も、財政状態は厳しいですけれども、そんなに厳しい状況にあるようには思いませんが、いろいろ一生懸命対応されていることはわかります。子供食堂について、私も東條等の支援者の方からお聞きしまして、後で調べてみました。こういった部分については非常にいいことでありますけれども、できる限り広域的に継続的に実施していただければなどというふうに思っております。

最後に、民営化の問題については、最終的には、特に私ども善太地区は保育園といえば永和保育園イコール公立。私立に移管していくことによって、公立は安心できるけれども、私立になると何か収益を上げることが主になってしまって、法令遵守とか、それから保育サービスの低下とか、そういったことが施設利用者、あるいは保護者に乗っかっていくのではないかとというような漠然とした不安感、不信感を持ってみえるのが現状であるということがわかりました。デメリットの部分は確かにあるかもしれませんが、メリットの部分も確かにあると思われます。ここで今一番必要なことは、やっぱり説明責任だと思います。住民の方々の不安を払拭する、そういった言葉を重ねた説明が今一番求められていると思いますので、この部分について十分に対応していただければと思います。

今後、私ども善太地区において、9月10日に説明会が開かれます。私もお邪魔する予定でありますけれども、十分な説明責任を果たしていただければと思います。

今6つほどのテーマについて、市の公的な公式見解というか、いただきました。これを持ち帰って、地元住民の方々に十分説明していきたいと思います。

きょうは貴重な時間、ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

**○議長（大島一郎君）**

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開を14時、午後2時から再開をいたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

**○議長（大島一郎君）**

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の8番・大野則男議員の質問を許します。

大野則男議員。

**○8番（大野則男君）**

それでは、今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

6月議会より9月議会の間、さまざまなことが社会情勢や政治情勢が変化中、我々としてどう考え行動していくのか、今後一層問われてくることとなると感じているところでもございます。間違いが生じているのに、そのままなかつたことにしてしまわず、修正しつつ議論をし、よい方向で進めていくことこそが次世代に責任を持つことにつながるのではないのかなと思う日々でございます。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

先ほど来から、基本的に、1日目の一般質問にも多くの方々が公立保育園の運営等に関する方針並びに実施プランで質問をされておりますが、重複することもあるかと思いますが、私も6月定例会でも質問をさせていただきましたので、そこを一つ一つお聞きをさせていただきたいと思っております。

そこで、先ほど来、地元説明会が開催されていますが、3会場に私お邪魔をさせていただきましたが、約200名ほどの方々が説明を聞きに来られておりました。ほぼ容認の声もなく、数字を並べて、北保育園の閉園のための言いわけ説明会でしかないが、そこでなぜ急ぐのか。答申委員会4回、これは私、議事録も見させていただきました。約1時間ほど、それで4回、メンバー6名、ここにて決定をされ、これは本当に結論ありきの答申委員会ではないのかなというふうには感じるところでございます。

そして、説明会の開催での反対意見が多い中、立ちどまって検証されるのか。そして、その中で、10月より北保育園の新年度の入园を段階的にもう削減をしていく話をされておられましたが、これは余りにも乱暴ではないか。定員削減は現状に即した定員見直しにすぎなく、そういう話をさせていただきましたが、次の会場でも、段階的に閉園による募集の制限をかけますというお話をされておられました。そんなところも含めてお尋ねをしていきたいと思っております。

そして、次に道路新設改良工事でございます。

新聞報道でも取り上げられましたが、事業採択に当たっては、地元要望書がもとで決定をしたと答弁がありました。そうであれば大問題だと。これも全員協議会で話をさせていただきましたが、議長会派の方々から予算は可決をされたので何も問題ないとされておられますが、問題は修正をし、本来あるべき姿で進められるべきだと私は思います。

そして、その後どうなったか。監査の体制で、現在と今後のあり方、監査の重要なことは言うまでもなく、このたびの地元要望書の理由に虚偽が判明したのについて、住民監査請求がされることが想定をされます。監査の重要性をどう考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、指定管理効果検証、親水公園。常に注意をしながら親水公園をのぞかせていただいております。ここを指定管理にした現状と、以前と現状を比較したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

残りに随意契約。これは、数年前、随意契約について、非常に随意契約が多いので、見直しをかけたらいかがでしょうかというお話をさせていただいた経緯を含めて、現在どういう姿で随意契約がなされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

壇上での質問を終わりとし、再精査をさせていただきたいと思っております。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず私から、公立保育所の関係で御答弁をさせていただきます。

るる検討委員会の回数、あるいは時間等について、議員のほうから御指摘を頂戴いたしました。

今回の方針を策定するに当たりまして、4回のうちの第3回目の検討委員会で方針が固まった後、約1カ月間のパブリックコメントを実施したところでございます。

この期間中に提出をされました御意見は22件でございました。これが少ないとおっしゃられる御意見もございますけれども、当市の他の計画といたしましても決して少ないものではなく、逆に市民の皆さん方の関心の高さを改めて実感するような数字でございました。

そして、方針を固める前に、影響を及ぼす地域、あるいは保育園に対して説明会を開催すべきではというような御意見もございますけれども、これにつきましては、市といたしましての方針がまず固まらないまま説明会を開催いたしましては、その説明内容が変動したり、かえって市民の皆様方に混乱を来すおそれがあるということで、そういった手順になったものでございます。

今回の方針につきましては、市内の幼児教育、保育施設の実情、あるいは課題などを分析し、市の将来を見据えて策定をしたものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、先ほど、その説明会のお話、人数についても御報告がございました。現状までに実施をいたしました説明会につきましては、ちょっと御報告をさせていただきますと、地域におきまして3つの地域、そして佐屋北保育園と中央保育園の保護者説明会2回を加えまして、合計で5回の説明会を実施させていただいております。こちらの手元の集計といたしましては、1会場当たり平均をいたしますと約32名の方の御参加をいただいておりますというところでございます。

いずれにいたしましても、方針の内容について御理解をいただき、また御意見などをお聞きするために実施をしておるものでございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、道路関係について御答弁をさせていただきます。

本部田町道路改良事業の要望書の件でございますが、再度8月21日付で要望書の提出がありましたので、よろしくお願いをいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、私から、監査の体制につきまして、現在と今後という御質問でございます。

現在は、地方自治法第195条第2項の規定によりまして定数は2名とされておりまして、2名の体制で行っております。

また、その選任方法につきましては、地方自治法第196条にありますように、長が議会の同意を得て、人格が高潔で、また地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員のうちから選任することとされております。

当市では、現在も2名の監査委員によりまして、事務事業の執行が予算及び議会の議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意をいたしまして、積極的かつ指導的に監査を実施していただいております。

また、今後についてでございますが、このままの体制を続けたいと考えておりまして、包括外部監査制度等の導入は現在考えておりません。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうからは、指定管理効果の検証についてということで、親水公園の以前と現状の比較についてお答えをさせていただきます。

親水公園につきましては、平成23年4月1日から岐研・岩間愛西共同体でスポーツ施設等の運営・管理を行っております。

導入前の平成22年度と導入後、平成28年度の決算数値の比較でお答えをさせていただきます。

まず利用人数でございますが、平成22年度10万6,607人に対しまして平成28年度14万4,705人、3万8,098人で135.7%の増となっております。

それから利用回数でございます。平成22年度3万7,138回に対しまして平成28年度4万7,752回、1万614回の増で128.6%の増でございます。

それから利用料金でございます。平成22年度1,418万7,600円に対しまして平成28年度1,817万7,510円、398万9,910円、128.1%の増となっております。

以上、利用人数、利用回数、利用料金から見ても、全ての面で、指定管理者制度移行後、ふえておるといふ状況でございます。以上です。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、随意契約の基準の見直しにつきまして、現在と今後についてお答えさせていただきます。

入札・契約事務の見直しのうち、特に随意契約の適正化に向けました取り組みといたしまして、チェック機能を拡充するため、平成28年度の4月から、従前から入札案件を審査しておりました入札指名業者審査委員会に加えまして、その下部組織といたしました入札指名業者審査部会を新設しております。この新設した審査部会では、地方自治法施行令第167条の2項2第1項第1号による少額を理由に随意契約が認められている案件に当てはまらないものにつきまして、内容が適正な案件かどうかを審査しております。今後もさらなる随意契約の適正化を推進するため、審査事業に引き続き取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。一つ一つ御丁寧にお答えをいただきまして、再度一つ一つ、また整理をさせていただきたいなと思います。

まず保育、これは6月定例会でもお話しをさせていただきました。このたび初日の日にある方が質問の中で、このプランに対して、いつきの何やらで何やらで何やらというお話がありました。これは、私、この答申委員会、3回、4回、それから1回目、2回目の議事録も見させていただきました。中身で私はお話をさせていただいて、全て反対をしているわけでも何でもなく、本当にこれでいいのか、4回で4時間の議論の中で、時間ではないと言われるけど、本当に議論をし尽くしたとは思えない。私は、3回、4回お邪魔をしました。その中でお話をさせていただいているお話です。それは、おのおのがどう捉えられるのかはおのおのが判断をされればよろしいですけど、こんな大事な問題を4回、4時間で1つの方向を定めて、もうそれに対して進んでしまう。だから、僕は6月に、丁寧に慎重にお願いしますとお願いをさせていただきました。そういうお話をしている話であって、その前座の部分で、答申委員会の皆さんにおかれては御苦勞をかけましたというお話もさせていただきました。

しかしながら、本当に答申が正しいか正しくないか、もう一回検証していただける作業をしていただきたい。自分たちが答申をしたのがよかったねという話に本来ならないと、僕はいけないんじゃないのかなというふうに思うところがございます。決していつきの感情だけでこの保育事業を語っているわけでも何でもないです。

ではこれ、説明会5回、私が聞くところ、3回お邪魔した中で、初日に吉川議員のほうからも容認の声があると。確かに容認の声はあるんですが、本当に容認の声が大きく捉えられたことは、僕は聞いたことがない。確かに公共施設等総合管理計画の中で、学校施設、これは見直しをかけないかん、それも百もわかっています。北保育園、何年にできたか見ましょうか。佐織保育園、何年にできましたか。そういうことから考えても、今回やられようとしておるのが、なぜなんだろう、なぜなんだろうというのを常に考えるところでございますので、じゃあ今回、地元説明会で問題提起がなされたところで、これ、全部答えていくべきだけど、答えられますか、部長。いかがですか。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、説明会の中で、現状まだ半ばではございますけれども、さまざまな御要望と御意見をいただいております。ただ、その全てにおいて一つ一つお答えをしていくということはなかなか難しいという見解を持っております。ただ、その負担がもし生ずるとすれば、その負担をいかに軽減していくかということについては、こちらも考えていかなければならないと、そういう考えは持っております。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございました。

本当に部長たちもこの保育だけで仕事をしているわけでも何でもなく、福祉もいろいろな形のお仕事を抱えておられるのは百もわかっております。

そんな中で、やっぱり今回説明会をした中で、容認をした声がなく、反対の声ばかりで、それに一つ一つ今の所管部署の皆さんで問題がクリアできるとは僕には思えない。

そんな話の中で、説明会の中でも若いお母さん方が、少なかったんですけど、僕が3地区、中央保育園と北保育園の保護者説明会にはちょっとお邪魔できなかったんで残念だったんですが、各地区の説明会の折に、若いお母さんがお一方言っておられました。私は子育てが終わったけど、私の子供は北保育園に通っておりまして。北一色公民館で、無理して、若い世代のときにこの愛西市に引っ越してきて、北保育園が近くにあるんで、北保育園の近くで家を買いました。そして、旦那が車1台しか持てないので、旦那が車に乗っていってしまうと、私は自転車だったです。子供2人、前と後ろに乗せて、お布団を載せて、北保育園から中央保育園に行くということは大変なことだと思いますよと、特に雨降りなんかはという話もありましたよね、部長。

そんなところを含めると、それをじゃあ近隣の皆さんも含めて、一つ一つを所管部署が全部クリアすることは無理。賛成の声もある。そんな中で、基本的に若いお母さんの今のライフスタイル、これは6月定例会でもお話ししましたが、保育というのが今どれだけ変化をしているのか。これはもう今、午前中、申しわけないんですけど、議事録ではないですけど、議会広報をずうっと、10年前の議会広報でも多様な保育サービスを進めるべきだという人たちがたくさんおられたはずなんです。そこへいろいろな多様な保育に踏み出してきて、ここへ来て愛西市が、先般もありました、産み育てる仕組みの中で切れ目ない仕組みが愛西市は構築されてお

る。それも時々評価をして、お話しをしてきました。だからといって、保育園をいきなり基本的に廃園というのは、ちょっと乱暴ではないですかと。そこに対して保護者の人たちの問題をどうクリアしていくか。仕組みはそれじゃあ、日置で話がありましたよね、これ。基本的には問題があるのは想定して、この説明会に来るべきじゃないのかという若いお父さんのお話がありました。私もそうだと思います。基本的には想定をしながら、どう皆さんの問題をクリアしていくのか、我々としてはこんな仕組みでこんな問題をクリアしていきたいというふうに考えておるといってお話をぜひともしていただきたい。今度、指定管理、永和学区のほうで説明会がありますので、多少は想定をして、基本的にはその問題をどうクリアしていくのか、話をさせていただきたいなと思います。

そこで、2つ、6月定例会でもお話ししました。今の若いお母さん方のライフスタイル、どう変化をしてきておられるのか、どう捉えておられるのか。それともう一つ、この問題を進める中で、問題をどうクリアしていくのか。通告でお話ししました、稲沢が実施しております指導保育士、専門的な知識の方に、保育士の皆さんの問題、保護者の問題、そういうところを専門的に担っていただく指導保育士を設置しながら、基本的には諸問題は解決していきたいという話をぜひとも僕はしていただきたいかった。そういう仕組みづくりをした中で、基本的に市としての方向を説明していく、そんな形をぜひともしていただきたいなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

る御意見、頂戴をいたしました。

その中で1点、若いお母さん方のライフスタイルについてのお考えはということでございますけれども、やはり今、フルタイムで働いてみえるというお母さん方がかなり多くなってきている現状の認識であります。そこで、現在、保育の時間、延長保育を実施はしておりますけれども、現在の利用時間といたしましては午前7時30分から午後6時30分までという形でやらせていただいております。それを、フルタイムで働くようなお母さん方の御希望に沿えるように、時間のほう、延長を考えてまいりたいというようなことで思っております。

また、もう一点、今、指導保育士というところで、保護者、それから職員も含めた問題解決に当たっての仕組みづくりの御提案をいただきました。現状、うちの児童福祉課の中にも園長経験者がおりますので、そういった人間を核といたしまして、保育業務の指導や助言、あるいは研修の計画や指導に至るまで、そういった相談役として、今後も十分に活用をしてみたいというふうに考えております。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当に前向きにいろいろな問題を、何か問題が起きるとすぐプロジェクトチームを立ち上げて集中的にやりますというお話を常にいただきます。この問題もそういう問題をクリアするためのプロジェクトチームで、ここに問題があるのは、保護者の皆さん、保育士さん、子供たち、その問題をクリアをぜひともしていただいて、この事業を進めるに当たっては慎重に、丁寧

に、一旦とまって、市長がいつも言われます、とまるときには一回とまって、それからもう一回見直した中で、別にこの本年度、基本的にやらなくてもいいのではないのかなど。

それと、指定管理も基本的に説明会があらうと思います。説明会の中で、神田議員も言っておられました、本当に何が大事なのか、そこをきちっと見きわめて、問題をクリアをどうしていくのか、ある程度想定していただいて、永和学区の保育に対する説明会をぜひとも開催していただきたいなど。

これは本当に、ちょっと資料を出していただくと、新聞記事というのは非常に我々にとって基本的に情報源。これは、各民間事業所が人材育成、子育てのために事業所内の保育所に設置した場合、税負担を軽減するという税制の優遇措置もとっております。民間、我々公共といえますか、そういうところも含めてこの保育というのが成り立っているのは、もうずうっと言われ続けておりますので、民間は民間で努力をしていただく。我々はそのフォローをいかにしていくかという話だと僕は思いますので、民間は民間でさまざまな保育事業者の皆さんのみならず、上場企業を含めて、いろいろな角度でこの保育というのは今注目をしているはずでありますので、愛西市としてもただの切り捨てでなく、基本的に慎重にかかってほしいなど。

これは6月定例会でも蟹江町の事例や弥富市の話もさせていただきました。先般、1週間前、弥富市長とも宴席の折にお話しする機会が、真横におられましたので、お話をしました。9園ある。私ども、こういう現状でこういうふうになっておりますというお話をしたら、そうかと。それは愛西市のことだでなと前置きをされましたけど、弥富市としては、やれるところまで9園やる、だけどやれんようになったら頭を下げて頼む、そんなようなことを言っておられました。

そんなことも含めて、あくまでも弥富は弥富、うちはうちということはわかっておりますが、そこでもう一つ言われたのは、それが若者に対する弥富市としての姿勢のあらわし、そういうことも言っておられましたので、これはあくまでも弥富市長のお考えなんで、うちはうちとしてのスタンスをとっていただいた中でも、より丁寧に、慎重にこの問題は取り組んでいただきたい、そんなふうで、次に移りたいと思います。

さて、次は道路新設、これもまた数カ月前から問題になっている本部田町の道路改良。ここに、質問に入る前に、部長に確認だけさせていただきたい。この地元要望書、この時点ですよ、決裁をした時点で、本部田町の道路改良の地元要望書に、通学路と、それと交通量が多いということの記載の中で、この工事が設計と測量、1,360万か30万だったですか、基本的に出されてこられましたが、この要望書の通学路と交通量、ここに間違いはありませんか。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

要望書の件でございますけど、要望書の通学路道路の件でございますが、児童は通りますが、通学路の指定はされておりませんし、交通量については、朝夕の時間帯について通過車両があることでございます。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。そうですね。あくまでのこの地元要望書に通学路の一部と。

地元要望書をちょっと画面で出していただけますか。僕がうそを言っておるといかなですから、基本的に。

通学路の一部というふうに書いてありますよね。交通量が多いというふうにも書いてあります。ということは、この地元要望書はちょっと間違っておるといふことの解釈でいいですよ。この間違っておるのを今8月21日にまた提出されてきておると、修正をかけてということですよ。きょう初めてそういうことが判明したんですが、そこには通学路と交通量が多いということは入っておりますか、入っておりませんか、どっちですか。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

要望書をちょっと朗読させていただきます。

最近、裏通りとして利用する通過車両が多く、道路幅が狭いため、大変危険な状況にあり、また一部が学童も通る道路となっているというふうに書かれております。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

文言が変わってきたのかなというところなんで、それはそれとして、基本的には交通量が多い通学路の一部だという形のことにはもう間違いなく修正がかけられてきていないんだなというふうに思うところではありますが、これはあくまでも補正予算、我々は附帯決議案という形で、その附帯決議案の中でも、初日の日にもお話がありましたけれども、私はこの道路についてはやるなど、これも言うつもりはない。しかしながら、わざわざかぎの手で道路をつくる必要性はないんじゃないのと。

今回、塩田も1年前に道路改良工事で何億という予算をつけて、分割で立ち退きをやって、このときもお話ししました。公共事業は安価で、より効果を求める計画でならないといけないんじゃないですかと言ったんだけど、まあそれも聞いていないんですわね。そのまま通って、そのままです。

今、それじゃあ、それ、工事はどういう進捗になっておりますか。僕が知る限りだと、僕の知り合い、立ち退きをやった北側の畑、地権者の方、売るわけにはいかないと、そういうお話を聞いております。ちょっと待ってちょうよと。立ち退きは始まるし、ということは、あれどうなるんだろうと僕思ったんですけど、それも地元要望で、その地元要望、出しましょうか、僕。そこにすごいことが書いてあるんですよ。それは何だといったら、地元が全責任を持って用地買収には責任を持ちますと書いてあった。だから、それ、責任を持ってもらえるんだわね、これ。せっかく予算をつけてやるんですから、ぜひとも用地買収を速やかにしていただいて、基本的に真っすぐ、あれもSの字なんだけど、俗に言うかぎの手道路ですよ、あれも。今回、またわざわざ本部田でかぎの手道路をつくるって、あれは何で真っすぐやれんですかね、部長。あれを真っすぐにすれば何も問題ない。

それと、もう一枚、新聞記事、ここに中日新聞の新聞記者の方が基本的に取材をされて、これ大丈夫なのかなと思ったのが、うちの議長の土地が一部あって、答えておる。取材に対し、亡くなった人が含まれておるのに気づかなかったと。気づかなかったって、うちの議長、関与

しておったの、これって。3年前にも提出したため、名前がそのままになっていたかもしれない。慎重さを欠いたというふうに新聞記載されておりますが、公職の人がこういうところに関与しておったという、まさしくここで言ってしまったという話ですから、これはいいのかなと思ひながら。

これはもう答弁を求めません。基本的にはこういうことをきちっと整理して道路改良というのをやっていただかないといけませんし、これを今私が幾ら言おうが何だろうが、お話しをさせていただこうが、とまるものでも何でもございません。

しかしながら、これもまたびっくりするのは、総合計画があつて、塩田もそうですが、実施計画というものがあるわね、愛西市も。その実施計画に記載されていないものを何で本部田の道路改良だけ進むのか、僕には不思議で仕方がなかったです。確認したら、それも答弁を求めませんわ。所管部署に確認したら、基本的には市長選があつたんで、当初予算には入れたんだけど、骨格で予算を組まないかんもんですから実施計画書から外したんですわとかと、何かわけのわからん話だったですよ。

そうじゃないでしょう。こういうものは常に全部実施計画に記載をして、金額ベースも含めて全部記載をして進めるべき。どこがそれじゃあ、ほかの市町を含めてね、そんなことがあるんですか。絶対ありませんよ、そんなことは。実施計画の中に常に記載をして、なされる。この本部田だけは実施計画書に記載をせず、いきなり突然出したという話になりますよ、これ。だから、総合計画にはないですわね、基本的には総合計画は10年前以上につくった総合計画なんで。だけど、大きな事業については実施計画に全部記載して、実施計画書で明文化をするという。だから、僕は明文化することと附帯決議案で出したんですよ。否決されてしまいましたけど、明文化されていないということは、非常に何かそこに力がかかったんかなと。何の力だろうと。

それと、もう一つお尋ねしたいのは、この決定に当たって、県の補助金がつくんで、市の負担で全額やるわけじゃないでええだろうという議員さんがおつた。その方は言われました、怒ってやったって。県の税金だでええんかと。税金だがねと。おかしいの、あなたの言い方ってという形を言っておられましたけど。県はこんな要望書をもとに基本的に採択したわけでも何でもないと思いますけれども。県がもう認定をしたんですか、これ。まだ認定はされていないんですよ。どっちなんですかね、これ。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

県への申請につきましては、本年度補正でお認めいただいた予算で設計をした後、早ければ平成31年度に、これは認められるか認められないかわかりませんが、実施できる予定となっております。

#### ○8番（大野則男君）

ということは、あくまでも予定でよろしいんですね。僕にはその仕組みがよくわからないんですけど、そんな上のほうに行くつもりはないもんですから。だから予定だけど、認可されんかったら、この事業、一千三百数十万がペアになるという話ですかね、これ。これも

よくわからないんで、まあいいですわ。とにかく県のほうに認可をもらえる内諾をもらっておるということでよろしいですね。まだ内諾ももらっていないの。じゃあ確定でないということでもよろしいですか。

○産業建設部長（恒川美広君）

確定する、あくまでもこちらが申請をして、認められるか認められんかという形になってきますので、よろしく願いいたします。

○8番（大野則男君）

わかりました。これをいつまでも語っていても、もう時間もそうないので、基本的にはこれをきちっといろんな角度で整理していただいて、再度8月21日にまた要望書が出てきたということなんですが、ここには、前回を含めて、人の名前も違えば、死んだ人の名前も入っていた。そんなことも含めてきちっと整理をして、交通量、これは僕も立ち会いました。交通量が多い少ない、これは何台多い少ないということの論点で話をしていかれているのか僕には理解ができませんけれども、とにかくこの道路については、私は真っすぐ、少々斜めになっても、かぎの手につくる必要性は僕はないと思う。将来に禍根を残す。50年後、100年後、何だこの道路と。こんなだったら真っすぐにしておけばよかったよねという話にならないように、基本的にさせていただきたいなという要望をさせていただいて、次に行きます。

次、これも大事な話なんで、指定管理、親水公園。さっきるる、指定管理が表を事務方のほうからいただいていますので、利用者も利用料金も指定管理をしたためにふえております。これは指定管理制度を含めて、いろいろなものを検証して成功した、成功ということは失礼かもしれませんが、指定管理してよかったねという話の一端かなと。

もう一つ、愛西市スポーツフェスティバル、こういうことも、これはあくまでも指定管理業者だけの発案でもなく、職員の皆さんと所管部署の方々と、それから指定管理業者が協議を重ねた中で、いろいろなイベントを含めてやっておられるねというところが本当に見え隠れしておりますので、ぜひともこれは評価をしてあげてほしいなど。最初も僕はお話をさせていただいた中で、評価をしていきたいなど。この親水公園、これも指定管理をした23年から、22年までは利用者を含めて数字が出ておりますので、そこから28年度を見る限りでも相当数の指定管理の効果があらわれている、そんなところをお話しさせていただきたいなど。

ぜひとも29年、30年、いろんなスポーツイベントを含めて、今回、うちの市長がフットサル場も英断をしていただきました。僕はあそこにスポーツ施設の集約をして、あそこに若者のみならず、子供たち、御年配の皆さん、集う場をぜひとももっともって拡大して、どこかを削って、どこかに集約をして、そんなことができればなど。そうすると、地域間でまた問題になるかもしれませんけれども、基本的にはそんなことができればなど。

今度のフットサル場も間違いなく数年後にはやってよかったなど、サッカーブームじゃないですけど、アジア大会を含めて、そんなことにつながると私は確信をしております。市長の決断には頭を下げたいと思います。

続いて、随意契約。これも今までで問題があった、問題というわけではないけど、これ随意

契約で本当にいいんですかといった案件があったと思います。そんなところを含めて、基本的な随意契約、そのときの健診業務、これ随意契約だったですね。その当時、随意契約をのぞいたら、非常に随意契約が愛西市は他市町に比べて多い。その指摘もさせていただいた中で、今るお話がありました。そこも再度含めて、随意契約が健診業務をどういう形態にされて、もう一回ちょっと詳細なお話をいただければなと思います。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

随意契約の見直しの事例ということで、総合的にお話しさせていただきます。

入札指名業者審査部会の審査によりまして、前年度まで随意契約をしておりました案件、そういったものを入札の案件に36件変更させていただいております。

また、随意契約からでも選定方法をプロポーザル方式に変更いたしました、議員御指摘の集団健診事業の例等も改善を図っている状況でございます。

また、具体的に、細かいですが、コピー用紙の購入等でA4用紙1箱当たり65円ほど安くなりまして、年間で20万円ほどの経費が削減をした成果も上げておる状況でございます。

今後も、各契約におきまして競争原理を働かせて、より一層契約の適正化を進めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当に契約方法を少し見直せば、いいことも、逆のパターンもあるかもしれません。しかしながら、随意契約というのはあくまでもオープンにならない契約の形なんで、ぜひとも随意契約を一つの基準以上の金額ベースについては注意をして見直して行って、特別な事業については、誰しもがそこに対して話をするのではないかと思いますので、そのところからは今後もよろしくお願いをしたい。

もう時間もそんなにありませんので、副市長と市長に一つだけお答えをしていただきたいなと思うところがあるんですが、吉川議員にも答えておられます、副市長。今回の件で、道路計画は基本的にきちっと立ててやるというお話をされておりましたので、再度、副市長としてどういう今後の動きをにかけていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

道路整備事業につきましては、まちづくりの根幹をなすものというふうに考えており、市の発展に欠かすことができないというふうに思っております。そういう重要な事業であるというふうに思っております。議員御指摘のとおり、計画的に進めなければならないと、そんなふうに思っております。

今後につきましては、幹線道路や危険箇所のある道路を中心に、計画的に進めていきたいと考えております。

そして、先ほどございましたように、実施計画書、これにつきましては3年計画のローリング方式でございますけれども、この実施計画書に必ず記載することとし、期限、財源、プロセス、区間等を明らかにして進めてまいりたい、そんなことを思っております。

一方で、地域要望につきましては行政にとって大切なことと考えておりますけれども、要望全てを受け入れるというわけには、なかなか困難でありますので、現地を確認しながら、ある程度のハードルを設けるようにして、チェックリストを作成しながら、優先順位をつけて事業を推進してまいりたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

道路行政、これはまちづくりの本当に大切な、佐織町もやられる、今回、企業誘致もまだ何かうまいことっていないというお話も聞かせておりますけれども、道路がなくしてまちづくりは進まない、そんなところがありますので、ぜひともいろんな角度からいろんな精査をしていただいて、一つ例を挙げれば親水公園、ここからずうっと真っすぐ南へ下っていただくと落合町というところがあって、佐屋多度線、そこまでにもう少しの間で全部つながる道路が存在しております。あと50メートル、本当に惜しい道路。これがまだ未整備状態で、落合町でとまった道路があります。これが本部田の地権者の方の同意が得られなくて通過できない状況にある道路もあります。そんなところも含めて、本当に道路行政、難しいとは思いますが、真剣になっておられるのはよくわかるんですが、きちっと5年、10年の計画のもと地元要望と整合性をとっていただいて進めていただきたいなど、そんなことを含めて、市長、いかがでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から全体にわたってということで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、保育園の件でございますけれども、当然、議員もおっしゃられるとおり、かなり皆さん方に御迷惑、御心配をおかけいたしております。

しかしながら、現状を見てみますと、議員もお話しございましたけれども、最初の設置したときからかなりの年月がたっておりますし、やはり我々を含めて、市民の皆様方、保護者の皆様方のライフスタイルも変わられて、車で移動されたり、また女性の方がかなり働いていただいているというふうに、ライフスタイルも変わってきておりますので、我々といたしましては、そういうことも全て加味して検討していかなければならないと。それに当たっては、いろいろな御意見があるということは当然だというふうに思っております。

しかしながら、現状、愛西市を見てみますと、入園していただける子供さんが減っているということもそうなんですけれども、やはり保育サービスを提供する保育士の確保が非常に厳しいという実態もございます。先ほど議員から御提案がありました主任保育士ということもそうなんです、我々市といたしましても、やはり保育士資格のある職員が、児童福祉課なり、保健センター絡みとかいいますけれども、そういったところに配置をして、やはり全体の保育をしっかりと、市としても民間、公設、そして私立・公立問わず、市としての保育サービスを維持するためには、やはり指導的な立場の保育士が欲しいということは当然ずうっと思っていますし、何とかそういった配置ができないかということも考えているんですけれども、現状

の採用状況でありますと、やはり一時期採用がされていなかったということもございまして、保育士の年齢的なバランスが非常に悪いという状況もありまして、まだ現状、そういった保育士を本課に入れることができないという状況もございます。

しかしながら、今後につきましては、そういった議員が御指摘のことも十分加味しながら、市として保育サービスを少しでも向上させるための体制づくりをしていかなければならないというふうに考えております。そういったことも含めて、現状、多分方針も協議をされて、現在の保育園の適正管理の指針につながってきたのだろうというふうに私は理解をしております。

まだ説明会が続きますので、その説明会が終わった段階で、また児童福祉課を含めてしっかりと今後の対応については協議をしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、たとえ閉園になるというふうになったとしても、やはりある程度の時期を見て閉園になりますので、急に来年度、再来年度閉園ということには多分ならないだろうというふうには思っております。しっかりとした、我々としては協議検討をしていかなければならないというふうに思っております。

続きまして、地域要望の件でございますけれども、地域要望につきましては、道路のみではなく、現状、本当に多種多様な要望をいただいております。この要望の内容につきまして、まずは我々としては要望内容をお聞きして、市としてどのような対応をしていくかという検討をして、実施に向けて進んでいくということでございますので、今回の件につきましても、我々としては反省すべきところは多々あるとは思いますが、しっかりと今後さまざまな要望について、どのような対応をしていくのかということは、先ほど副市長も答弁させていただきましたが、今回のことを教訓にして、しっかりとした対応をしていきたいというふうに思っております。

あと、指定管理者の件につきましては、うまくいっている例を議員おっしゃられましたが、まだまだほかに多くの指定管理者制度を導入しておりますけれども、やはりしっかりと内容を精査しながらよりよいものにしていく、我々も努力をしていきたいというふうに考えております。

あと、入札につきましても、できるだけ皆様方に疑いの持たれない入札制度をしていかなければならないという基本の姿勢を持って対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

**○8番（大野則男君）**

ありがとうございます。終わります。

**○議長（大島一郎君）**

8番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開を3時15分、15時15分ですが、に再開をします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の12番・島田浩議員の質問を許します。

島田浩議員。

○12番（島田 浩君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私のほうからは、突発的な豪雨災害に備えるために、そして地球温暖化を緩やかに、一人一人にできることの2点、質問させていただきます。どちらも関連あることだと思しますので、御答弁、よろしく願いいたします。

さて、8月7日に和歌山県に上陸した台風5号は、西日本から東日本まで広い範囲で断続的に非常に激しい雨を降らせ、全国各地で記録的な雨量となりました。

本市においても、警報の発令に伴い、市役所では非常配備の体制がとられ、市内施設の防災対策、避難受け入れ施設の設置、市域の巡回、情報収集活動などが行われ、幸いにも被害がなかったものとお聞きいたしました。

このような台風による被害のほか、近年、全国各地で記録的な豪雨、俗に言うゲリラ豪雨による大規模災害が続いております。

最近では、7月6日の九州北部豪雨は記憶に新しく、福岡、大分の両県で死者36人、行方不明者が5人という状況になっております。

また、本市の近隣においても、7月14日、犬山市及び小牧市で、それぞれ1時間に120ミリの大雨が降ったとして、犬山市では全地区に避難指示が、小牧市でも2地区に避難勧告が発令され、大口町や江南市では五条川が越水する被害が出たところです。

近年の豪雨災害の傾向として、短時間に過去に例がないような大量の雨が降り、河川の危険水位を超え川が氾濫する状況に、都市部であると、市街地に大量に降った雨がもともとの土地にある保水機能や下水道の処理能力を超えて冠水するという状況となっています。これらも、後から質問する地球温暖化に起因するものだと考えてもおかしくないと思います。

本市では、先ほど申し上げた台風5号も含めて、幸いにも大規模災害までには至っておりませんが、確実に言えることは、全国各地で想定を超える雨と言われる状態が今では頻発して起こっていること、大雨が降った場合、我々の想定を超えるスピードで、その土地本来の保水能力を超え、大規模な災害につながっているということではないでしょうか。

このような状況の中において、自治体として、いかに迅速に初動を行うか、住民に対して迅速に情報を提供し、災害に備えていただくかを考えなくてはならないと思います。

自分の身は自分で守るという考えのもと、市民の皆さん一人一人の意識を高めていただくためにも、市においては、平常時の啓発だけでなく、現在、頻発しているような豪雨が起こった場合に対応した初動態勢の確立、迅速な情報提供、関係団体との連携は必須であります。

初めに、現状の市としての対応について数点質問させていただきます。

まず台風5号の上陸において、愛西市が初動として行ったことについてお答えください。

次に、豪雨災害時の重要な対応の一つとして、保育園や学校、児童クラブにいる子供、また

ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の方々への対応についてであります。

まず子供にあっては、最近のような短時間のうちに河川が氾濫した場合、道路が冠水し、保護者に引き渡すことができなくなることが十分想定されます。また、保護者が市外に勤めている場合、電車が動かなくなったり、道路も冠水するところがあれば、勤め先から帰ることができない状況の中で子供の身を心配することになると思われまます。

保育園、学校、児童クラブにおける子供たちの安全確保は、また保護者への引き渡し方法はどのようにされることになっているのでしょうか。

また、市内の方はもちろんのこと、市外にお勤めの方などに対して、市内の状況や子供の引き渡し方法などの情報提供はどのように行われるか、お答えいただきたいと思います。

その他、ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の方については、安全が確保されているかどうか、何かあったときに連絡がとれるかどうか、身内の方だけでなく、近所の方が把握できているかどうかも重要な点かと思ひます。そこで、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方の安否確認や避難誘導など、要援護対策としてどのような対応がされることになっているか、お答えください。

次に、地球温暖化を緩やかに、一人一人にできることから質問させていただきます。

地球温暖化については、この問題は市だけかなうものでは当然ありません。地球規模で考えなければならないことは言うまでもありません。しかしながら、わずかな努力が大きな成果になることを信じ、一般質問に出させていただきました。

地球温暖化への対策を求められているのは、政府や企業だけではありません。各家庭から排出される二酸化炭素の量も決して小さいものではないからです。暮らしで使うエネルギーを太陽光発電など身近な自然エネルギーに切りかえる、あるいは一人一人で行える小さな省エネの工夫も地球温暖化の防止に役立ちます。

地球温暖化が進めば、今世紀末には真夏日が約53日増加すると環境省から報告されております。そのための熱中症や海面上昇、高潮、今も質問に出させていただきました洪水や豪雨、また干ばつ等による食料不足、水不足、さらには海水温上昇による台風の頻繁な発生、魚介類の水揚げ量の減少、サンゴ礁の死滅など、さまざまな影響を及ぼす可能性があると思ひ指摘されております。私たちの次の世代、またその次の世代のためにも、今の環境を維持し、守っていかねなければなりません。今、私たちにできること、これを小さいことから率先して行っていくべきではないでしょうか。例えば御家庭でいえば、家族がなるべく同じ部屋で過ごす、エアコンの温度設定や使わない電気製品はコンセントからプラグを抜くとか、買いかえ時は省エネ製品を選ぶ、車に頼り過ぎない生活、買い物へはマイバッグ、ごみの分別、植物を育てるなど、無数にできることはあります。

市としても、街路灯のLED化を最近進められました。また、家庭用太陽光発電では、補助金制度を続けて行われているかと思ひます。それ以外のところでも、温暖化対策に貢献してみえるところがあればお伺いしたいと思ひます。そして、この補助制度、現在の発電機設置状況、補助の限度額等をお聞きいたしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

台風5号の上陸において、愛西市の初動態勢についてでございます。

地域防災計画に基づく第1次非常配備体制により対応いたしました。市長を中心とした幹部会において対応を決定し、避難者受け入れ施設4カ所の開設を行うと同時に、巡回班による市内巡回や、総括部を立ち上げることにより、情報班による住民や関係機関からの情報収集、調査班による道路冠水や河川の現状把握を行いました。

また、福祉班により自主避難者の状況を逐次把握し、避難所開設に向けて対応も検討してまいりました。広報班では、市民への情報提供として、市の同報無線の放送、防災メール配信、ホームページ掲載、広報車による広報、FMななみの放送、ケーブルテレビのL字放送で逐次情報を提供し、各報道機関へ市の状況を情報提供するなどの対応も行いました。

市の初動態勢については、以上でございます。

### ○教育部長（大鹿剛史君）

子供たちへの安全確保、保護者への引き渡し方法等ということにつきまして、まず学校関係についてお答えをさせていただきます。学校における子供たちの安全確保につきましては、児童・生徒の登下校についての文書を毎年4月当初に保護者に配付して、周知を図っております。また、児童・生徒の帰宅が困難な場合、校内の安全な場所に待機させ、保護者の引き取りがあるまで学校に待機をさせます。

また、市内外の方への情報提供の方法でございますが、保護者の方に対して市内の状況や子供の引き渡し方法などの情報提供を、小・中学校のホームページや緊急連絡、もしくは安全・安心メールを活用して情報提供をしております。以上です。

### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私から、保護者への引き渡し方法の、まず保育園について御答弁をさせていただきます。

現在、保育園における対応といたしましては、午前7時現在において暴風警報が出ている場合、休園の体制をとります。ただし、警報が解除された場合につきましては、午前9時までに警報が解除された場合、バスなし、給食ありの希望保育を行っております。また、午前10時までに警報が解除された場合、バスなし、弁当持ちの希望保育を行っております。また、午前11時までに警報が解除された場合、バスなし、園児は食事を済ませてから登園をすることとしております。

保護者が家庭の事情等でやむを得ず連れてみえた場合は受け入れをいたしますが、台風接近中等、明らかに危険が迫っている場合は、保育園が避難場所として使用されることを考慮し、受け入れはいたしていない状況でございます。

また、児童クラブにおける対応につきましては、平日の場合、小学校にいる間に暴風警報が出ている場合は、児童クラブは実施をいたしません。児童クラブにいる間に警報が出た場合は、児童クラブから保護者に連絡をし、迎えに来ていただきます。午前11時までに警報が解除された場合、小学校は第5時限から授業開始となりますが、その間、児童クラブの受け入れはいた

しません。

また、土曜日、夏季休暇の場合、午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおり児童クラブを実施いたします。午前11時までに警報が解除された場合は、解除後、2時間を経ってから児童クラブを実施いたします。午前11時までに解除されない場合は、その日の児童クラブは実施をいたしません。

以上が保育園、児童クラブにおける暴風警報の対応となりますが、既に河川の氾濫や道路の冠水等で迎えに来てもらうことができないような場合については、安全が確保できるまで、その施設にとどまることとなります。

また、保護者に対する情報配信についてでございますが、こちらは保育園、または児童福祉課のほうからメールの配信を行っている状況でございます。以上です。

### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の方の安否確認や避難誘導などの要支援対策としてどのような対応がなされているかの御質問でございます。

台風など数日前に予測できる場合につきましては、台風5号と同じように、早目の自主避難を呼びかけております。

また、自主防災会へは、同意のあった方の避難行動要支援者名簿を活用することにより、安否確認や避難対策をお願いしているところでございます。

しかしながら、突発的な豪雨が発生した場合において、屋外に出ることや他の施設に避難することは高齢者にとってはかえって危険と考えられますので、避難準備・高齢者等避難開始の発表についても、夜間等、発表の時間帯を考慮しながら発表していきたいというふうに考えております。

次に、温暖化対策でございます。

現在は、4キロワットまでに対し補助を行っております。1キロワット当たり2万円で、8万円を限度額として家庭用太陽光発電の補助を行っております。平成29年度になってですけれども、58件の申請がございました。合併後からは、約1,000件の補助を行っております。

それ以外の温暖化対策につきましては、市の施設といたしまして、市役所統合庁舎を初め、総合斎苑、永和地区防災コミュニティセンター、西保地区防災コミュニティセンター、愛西市給食センター、佐織中学校に太陽光発電設備を設置しております。以上でございます。

### ○12番（島田 浩君）

それぞれ御答弁ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

ちょっと逆になりますが、大項目2点目の地球温暖化のほうから再質問をさせていただきます。

今、太陽光発電に限った答弁をいただいたわけですが、市が模範となり進めているエコ対策も多くあるかと思えます。庁舎等の空調設備の温度管理、また公用車でのハイブリッドなどのエコカー、緑のカーテン、小さなことかもしれませんが、仕事での効率化で

残業を減らすということも、結果的にエコにつながる温暖化対策になるんじゃないかなと思うわけでございます。

温暖化対策のためのクールチョイスというのを御存じでしょうか。

2年前の2015年、全ての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の新たな枠組み、パリ協定が採択されました。アメリカがトランプ大統領になってパリ協定の離脱表明をしたこともございますが、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度C未満にすること、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることなどが打ち出されました。日本は、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比でございますが、26%削減することを掲げております。

クールチョイスは、この目標達成のために低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながる、あらゆる賢い選択をしていこうという2030年までの継続した国民運動で、2年ほど前から行われております。しかしながら、その知名度は国民の約3割ほどにとどまっているようでございます。

瀬戸市のホームページでは、このクールチョイスについて、環境課のほうから詳しく丁寧な説明がなされておりました。また、広報にもワンポイントでクールチョイスのことで載せて、市民に周知を図っております。

そこでお尋ねします。今、どこの家庭でも努力はされているようでございますが、市としても模範を見せて、自治体が積極的に取り組んでいるところを市民にしっかりと伝え、クールチョイスに限ったことでなくても結構でございますが、地球温暖化対策のための今までの取り組み、例えばホームページや広報の掲載、ビラ・チラシ等の配布、講習会など、そういったものをされてこられたか、今後予定があるか、お聞きしたいと思います。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

一層の周知のための啓発ということでございます。

これにつきましては、広報紙への掲載と、「あいちエコチャレ21」と題しまして、毎年、佐屋地区文化祭等バザーにブース出展をして、地球温暖化に関する啓発を実施しております。

また、クールビズ、ウオームビズといった推進にも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○12番（島田 浩君）

どうもありがとうございました。

くどいようですが、このまま放っておくと、地球も回復できない傷を負う可能性があること、市が率先して地球温暖化対策に前向きなところを示して、市民一人一人が身近にできることを継続して取り組んでいただくことを切に思う気持ちでございます。

それでは、大項目1点目の突発的な豪雨災害に備えるためにから再質問をさせていただきます。

先ほど避難者受け入れ施設を4カ所設置と伺いましたが、今回どこに設置されたか、お伺いしたいと思います。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

受け入れ施設4カ所はどこに設置したかという御質問でございます。

文化会館、立田庁舎、八開庁舎、佐織庁舎でございました。

○12番（島田 浩君）

わかりました。

それから、学校からの情報提供で、安心・安全メールの未登録者は電話でということでしたが、保護者全体の何%が今、未登録者になっているのか、ちょっとわかりますか。

○教育部長（大鹿剛史君）

児童・生徒数5,159名に対して、現在、安心・安全メールの未登録が222、約4%が未登録という状況で、その方については直接の電話、もしくは通学団の連絡網、そういったものを通じて周知が図られるように対応しております。以上です。

○12番（島田 浩君）

かなり登録されているということで、安心いたしました。96%ぐらいですね。

それから、保育園における対応について、細かく説明をいただきました。

ただ、民間の保育園や幼稚園でも同様の対応をとられるようお願いをされてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

情報発信につきまして、市内の民間保育所・幼稚園におきましても、市の基準に準じた情報メールの配信が全ての園で行われております。以上です。

○12番（島田 浩君）

ありがとうございました。

それでは、災害時に関係機関との連携についてであります。災害が大規模になれば、市職員のみでなく、消防団や自主防災とともに連携して災害に対応すると思います。市と消防団や自主防災会の連携体制についてお答えをください。

海拔ゼロメートル地帯にある本市においては、各地で起こっているような豪雨となった場合、大規模な災害につながる可能性があります。質問した内容は、市における災害時の対応の一部分のことではありますが、非常に重要な部分であります。

災害時に市はどのような対応をとるのか、市民などに対して情報提供がされるのかを市民の皆さんにも改めて知っていただくことも踏まえて、答弁をお願いいたします。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

災害時における市と消防団や自主防災会との連携体制についてですが、大規模災害時には、消防団長が市災害対策本部に参集するため、団長からの指揮命令系統により活動します。

消防団員に対しては、愛知県消防団参集メールにより消防団員に対して迅速に活動命令をすることができ、避難誘導を行う場合に非常に有効なシステムとなっております。

現在、自主防災組織に対して、訓練等に積極的に消防団が参画を進め、消火器の取り扱い訓練、放水訓練等、消防団員が指導するよう取り組んでおります。

平常時から消防団や自主防災組織を初めさまざまな組織が連携をとり、地域ぐるみで防災力

の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○12番（島田 浩君）

ありがとうございました。

最近の各地の被害状況を見ますと、想定を超える大雨と、その大雨は土地の保水機能を超え、想定を超える、短時間のうちに被害が拡大しておるわけでございます。

先ほどは従来の確認の意味も含めた質問をさせていただきましたけれども、それは市の初動態勢を初めとした市民への情報提供、関係団体との連携を今まで以上に迅速に行う必要があると考えたからでもあります。

先ほど質問させていただいた市の初動対応、子供や高齢者などへの対応と情報提供の方法、関係団体との連携について、今回の台風5号や最近の突発的な豪雨災害を教訓として、見直す部分や、また新たに対応を加える部分があるか、お伺いしたいと思います。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

台風5号と最近の突発的な災害を教訓とした各対応の見直しや追加ということでございます。

近年の突発的な災害事例を教訓として、職員への防災教育や研修を実施しております。

また、災害対策本部の市長を初めとする本部員の図上訓練や、迅速に対応できるよう総括部の図上訓練を行い、災害対応能力の向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○12番（島田 浩君）

どうもありがとうございました。

各地で起こっている豪雨災害は、我々の予想をはるかに超えた雨量で、短時間のうちに災害をもたらしておるわけでございます。一分一秒の対応のおくれが市民を危険にさらすことにもなりかねません。市としても、各地の被害に遭われた地域の状況をしっかりと勘案していただきまして、初動態勢、市民への情報提供、関係団体との連携など、対応方法を見直すときは今だと思っておりますので、市の災害への対応方針について改めて確認をしていただくことを強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

12番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月11日午前10時より再開しますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後3時44分 散会

